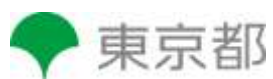


# 東京都性自認及び性的指向に関する 基本計画（素案）

令和元年8月



## 目 次

第1章 基本計画の策定に当たって	1
第2章 国内外の動向と現状	2
第3章 課題認識と基本的な考え方	19
第4章 東京都の施策	
I 相談・支援体制の充実	23
II 啓発・教育の推進	30
1 都民を対象とした取組	30
2 事業者等を対象とした取組	33
3 学校現場や社会教育における取組	35
III 職員理解の推進	39
IV 庁内外の取組の推進	43
参考資料	49

## 第1章 基本計画の策定に当たって

- 東京都は、平成 30（2018）年 10 月に東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号。以下「人権尊重条例」という。）を制定しました。
- この条例では、第2章「多様な性の理解の推進」において、性自認\*及び性的指向\*を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記し、この目的を達成するため、基本計画を定めるとともに必要な取組を推進することとしています。
- 性自認及び性的指向に関しては、当事者の方々が、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、少数派であるために興味本位に見られたり、偏見や差別により、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面しているなどの現状があります。
- このような現状を踏まえ、東京都は、人権尊重条例第5条第1項に基づき、本計画を定め、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにします。
- 本計画に示す取組を着実に進めることで、誰一人取り残されることなく輝ける東京を創出することを目指していきます。

\* 性自認（心の性）…自己の性別についての認識のこと。

\* 性的指向（好きになる性）…自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のこと。

### 1 性を構成する要素

- 個人のセクシュアリティ（性のあり方）は、4つの要素の組合せによって、かたちづくられていると考えられています。

- 身体的性別（身体の性）
- 性自認（心の性）
- 性的指向（好きになる性）
- 性表現（表現する性）

それぞれの要素自体が多様であり、また、その組合せも多様であるため、性のあり方は人それぞれ異なっています。

### 2 LGBT とは

- LGBT とは、代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。

Lesbian	レズビアン（女性同性愛者）
Gay	ゲイ（男性同性愛者）
Bisexual	バイセクシュアル（両性愛者）
Transgender	トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）

- 性的指向 sexual orientation 及び性自認 gender identity の頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することもあります。性自認及び性的指向に関するハラズメントを「SOGIハラズメント」ということもあります。
- 「性」はとても多様であり、上述のような LGBT の枠に当てはまらない人もいます。例えば、性的指向を持たない（あるいはとても弱い）Aセクシュアル、性自認が男女の2択に捉われないXジェンダー、DSDs（性分化疾患）等、様々なケースがあると考えられます。

#### （参考）企業等による LGBT に関する調査

企業名等	調査時期	調査対象及び調査手法	調査結果
株式会社 LGBT 総合研究所	平成 28 年 5 月	全国の 20～59 歳の個人 10 万人を対象に実施したインターネット調査	LGBT に該当する人は約 5.9%
日本労働組合総連合会	平成 28 年 6 月	全国の 20 歳～59 歳の有職男女 1,000 人を対象に実施したインターネット調査	LGBT 等（性的マイノリティ）当事者は 8%
電通ダイバーシティ・ラボ	平成 30 年 10 月	全国 20～59 歳の個人 6 万人を対象に実施したインターネット調査	LGBT 層に該当する人は 8.9%

以下の資料より

- ・株式会社 LGBT 総合研究所「LGBT をはじめとするセクシャルマイノリティの意識調査」
- ・日本労働組合総連合会「LGBT に関する職場の意識調査～日本初となる非当事者を中心に実施した LGBT 関連の職場意識調査～」
- ・電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT 調査 2018」

### 3 国内外の動向について

#### 国の機関

##### <啓発一般>

- 平成 14（2002）年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に同性愛者への差別といった性的指向に関する問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれました。

また、平成 21（2009）年度には、法務省の啓発活動強調事項に、「性的指向を理由とする差別をなくそう」「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」が追加されました。

- 平成 24（2012）年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」が言及されました。

また、平成 29（2017）年の「自殺総合対策大綱」には、重点施策として、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」等が挙げられています。

##### <労働>

- 厚生労働省は、労働分野における主な人権問題として、募集・採用又は採用後の労務管理における性的指向及び性自認による差別的取扱いや、職場における差別的言動、セクハラ等を取り上げています。

- 平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」、平成 29（2017）年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」においては、「性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進め」ることが記載されました。

- 平成 28 年（2016）年の男女雇用機会均等法（昭和 47 年法律第 113 号）の改正に伴い、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべ

き措置についての指針」に「被害を受けた者の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となる」ことが明記されました。

- 平成 28（2016）年 12 月には、人事院が通知「人事院規則 10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について」を改め、「性的な言動」に、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる」ことが明記されました。
- 平成 29（2017）年度から、個別労働紛争解決制度の一つである総合労働相談コーナーにおいて、性的指向・性自認に関連する労働問題も対象としている旨が、厚生労働省の Web サイト上に明記されました。
- 平成 30（2018）年 12 月に閣議決定された「労働施策基本方針」において、「多様性を受け入れる職場環境の整備を進めるため、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進する」ことが記載されました。
- 公正な採用選考の取組としては、事業者向け啓発パンフレット「公正な採用選考をめざして」（平成 31 年度版）を作成し、性自認及び性的指向に関して職場における理解を深めることができるよう、性自認及び性的指向に関するコラムを充実させています。

#### <教育>

- 文部科学省は、平成 26（2014）年に「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」を公表し、平成 27（2015）年には通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日付児童生徒課長通知）を出しました。

また、平成 28（2016）年には、教職員向けの手引「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成 28 年 4 月 1 日）を出しました。

- 平成 27（2015）年に施行された「第4次男女共同参画基本計画」（内閣府）においては、第3次計画に引き続き、性的指向や性同一性障害を理由として困難に置かれている場合について、人権教育・啓発活動を促進すること等が明記されています。

また、性同一性障害等の児童・生徒等に対する学校における相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備することが新たに盛り込まれました。

- 平成 29（2017）年3月には、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが記載されました。

#### <住宅>

- 平成 29（2017）年 10 月に国土交通省が策定した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」において、LGBT 等の当事者についても、地域の実情等に応じて住宅確保要配慮者に含まれ得る者として位置づけられました。

#### <公的書類への記載>

- 平成 28（2016）年 12 月には、総務省から、性別を記載しない「住民票記載事項証明書」や「印鑑登録証明書」の発行を認めることについて、通知されました。
- 平成 29（2017）年8月には、厚生労働省から、性同一性障害を有する方の健康保険証の氏名に、日常で使う「通称名」の記載を希望する旨の申出があり、保険者がやむを得ないと判断した場合には、被保険者証における氏名の表記方法の工夫を認めることについて、都道府県や公的医療保険の運営者に通知されました。

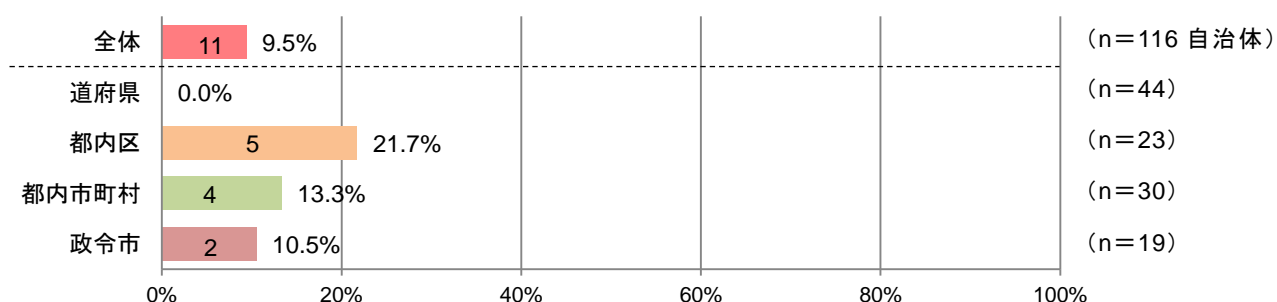


## 地方自治体

- 性自認及び性的指向に関する施策については、自治体においても人権課題としての取組が進んでいます。東京都総務局は、道府県、政令指定都市、都内区市町村（島しょ地域を除く。）等に対して委託調査（「性自認及び性的指向に関する施策の実施状況調査」（平成31年1月1日時点。以下「都総務局委託調査」という。）」（以下10頁までの図表は、都総務局委託調査から引用）を実施しました。

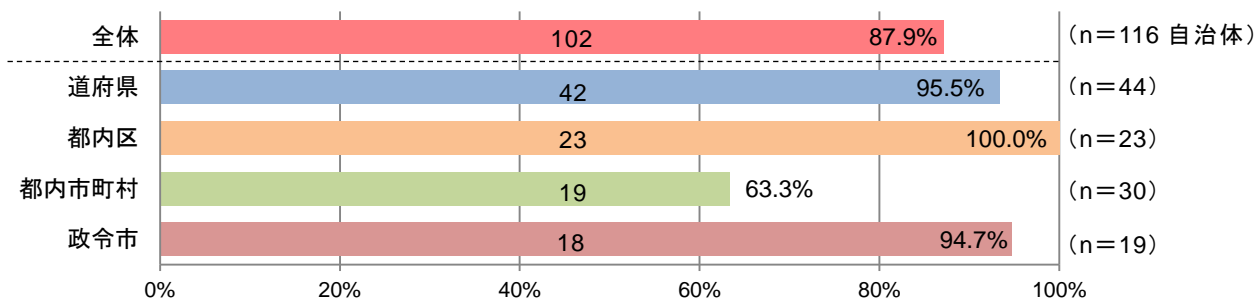
### ① 自治体の条例、規則への、性自認及び性的指向に直接関連する文言、規定等の記載状況

条例、規則に、「性自認」、「性的指向」に直接関連する文言、規定等が入っていると回答のあった自治体は、116自治体中11自治体で9.5%でした。



### ② 自治体の行政計画・プラン・指針などへの、性自認及び性的指向に直接関連する文言の記載状況

行政計画・プラン・指針などに、直接関連する文言、規定等が入っていると回答のあった自治体は、116自治体中102自治体でした。特別区では100%、道府県、政令指定都市においても90%以上で入っている一方、市町村では63.3%とやや少ない傾向が見られました。

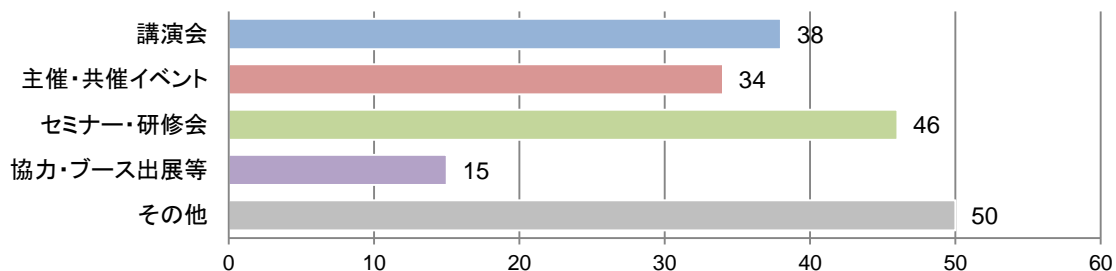


③ 性自認及び性的指向に関する住民への啓発の取組を行った実績及び実施予定（複数回答あり）

住民を対象にした啓発の取組については、「その他」を除いて平成 29 年度は「セミナー・研修会」と回答した自治体が最も多く、平成 30 年度は前年度と比べて、「主催・共催イベント」と回答した自治体が大きく増えています。

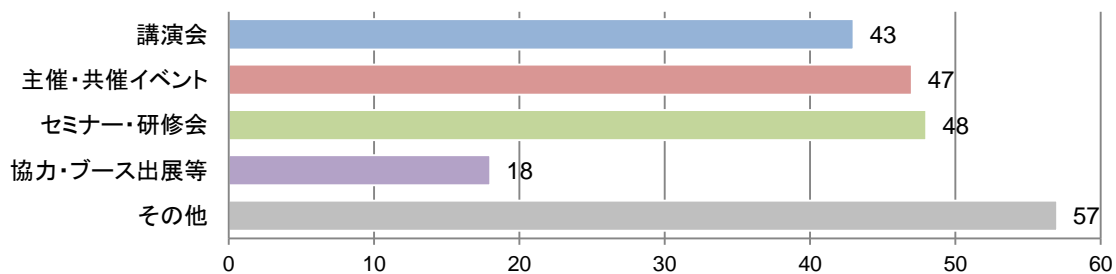
平成 29 年度

(n=116 自治体)



平成 30 年度（予定も含む）

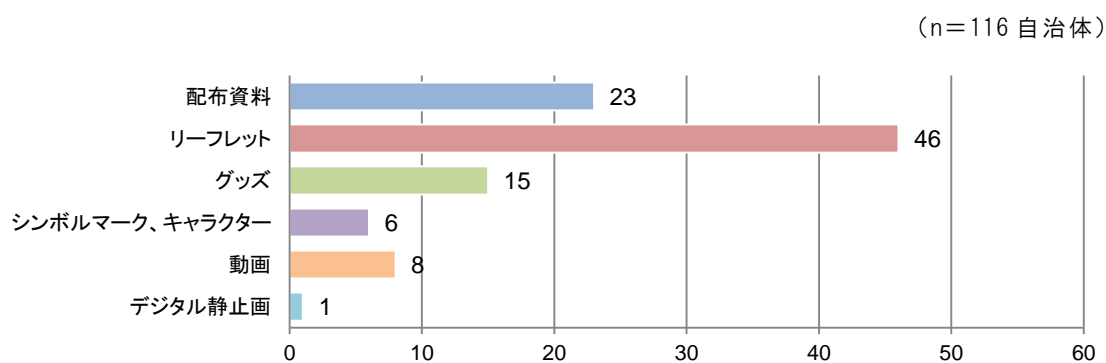
(n=116 自治体)



④ 性自認及び性的指向に関する住民向けの啓発物の作成状況（複数回答あり）

住民向けの啓発物については、「リーフレット（ポスター、チラシ等を含む）」が最

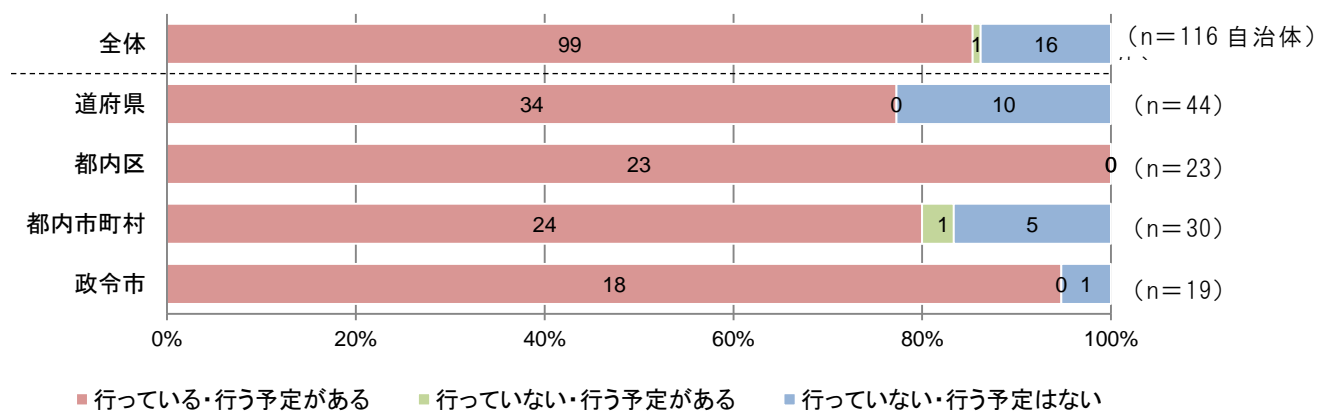
も多く、「(窓口やイベントでの) 配布資料」、「(啓発用) グッズ」と続きました。また、「CM」や「インターネット公開用」などの「動画」を作成している自治体もありました。



#### ⑤ 自治体内部における人事制度等での配慮

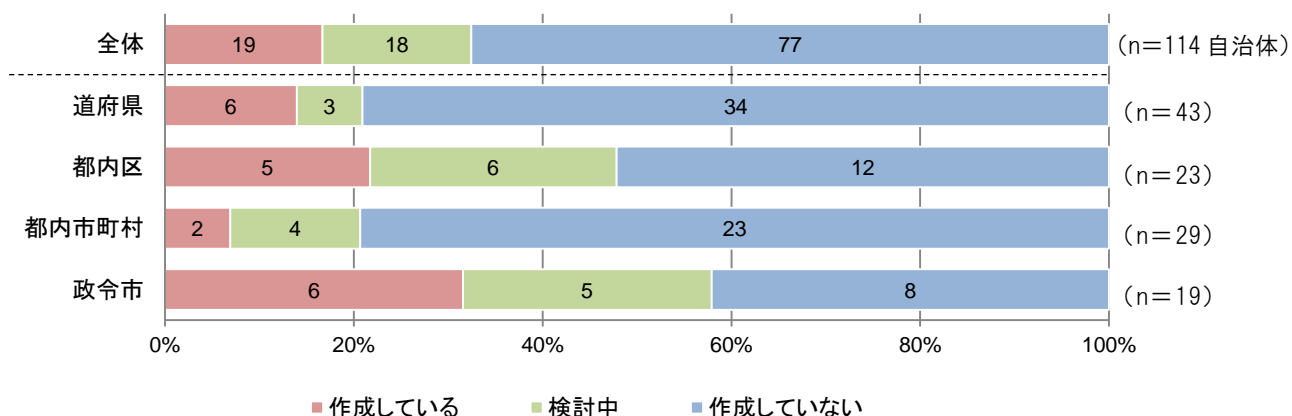
##### < 性自認及び性的指向に関する職員研修の実施状況 >

職員研修については、「行っている・行う予定がある」もしくは「行っていない・行う予定がある」と回答のあった自治体は、116自治体中100自治体でした。ただし、全てが性自認及び性的指向に関する内容に特化した研修というわけではなく、人権研修等の一環に含まれる場合も多くあります。



＜性自認及び性的指向に関する職員向け対応マニュアル、ガイドライン等の作成状況＞

「職員向けマニュアル」、「ガイドライン」については、職員研修と比較して取組が進んでいる自治体は多くありません。また、全てが性自認及び性的指向に関する内容に特化した「マニュアル」、「ガイドライン」というわけではなく、「人権マニュアル」、「人権ガイドライン」等の内容の一部に含まれる場合も多くあります。



- なお、平成 27（2015）年度以降、いわゆるパートナーシップ制度は、令和元年 8月1日現在で 24 自治体が導入しています。

## オリンピック・パラリンピック

- 平成 26（2014）年 12 月、国際オリンピック委員会（IOC）臨時総会で、オリンピック憲章におけるオリンピズムの根本原則第 6 項を改正し、「性的指向」による差別が禁止されました。

### 根本原則 第 6 項

このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

- 平成 28（2016）年、国際オリンピック委員会（IOC）は、トランスジェンダーの選手について参加基準を緩和しました。
- 平成 29（2017）年 3 月、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、性的指向・性自認に関する差別やハラスメント等の禁止を盛り込んだ「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」を策定しました。

### 国際機関等

- 国連人権理事会（UNHRC）は、平成 23（2011）年に、性的指向及び性自認に基づく差別の根絶に向け、「世界の全ての地域において、性的指向及びジェンダー同一性を理由として個人に対して行われる暴力と差別の全ての行為に重大な懸念を表明」する決議を採択しました。  
また、平成 26（2014）年にも「性的指向及びジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」の決議を採択しました。
- 国際労働機関（ILO）は、平成 24（2012）年から「PRIDE プロジェクト」（LGBTI 労働者に対する差別の実態を調査し、包摂を促進するための好事例を収集することを目的とした取組）を立ち上げ、雇用や労働に関する領域における性的マイノリティの権利保障に向けて各国の調査研究を行いました。
- 平成 27（2015）年には、国連人権高等弁務官事務所や国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、国連人権理事会（UNHRC）を含む 12 の国際機関が、「LGBTI に対する暴力と差別を根絶するために」と題する共同声明を発表しました。

### 医学界

- 世界的権威を持つアメリカ精神医学会が発行している「精神障害の診断と統計マニュアル（Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders）」（以下「DSM」

という。)において、昭和 48 (1973) 年に同性愛 homosexuality の項目が削除されました。

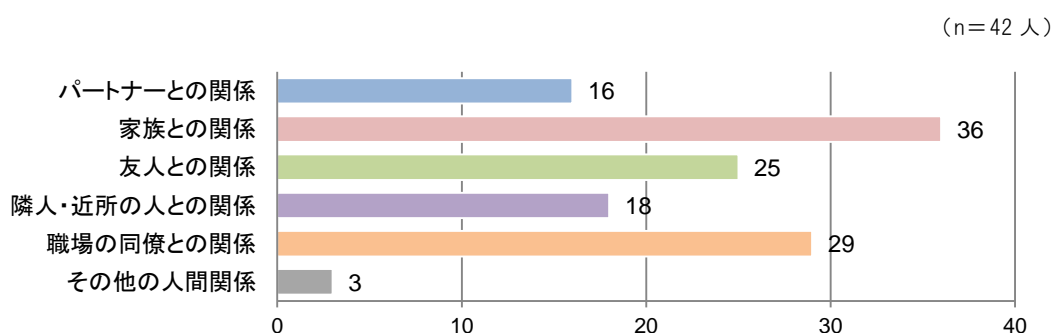
- 次いで、平成 2 (1990) 年には、世界保健機関 (WHO) が発行している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)」(以下「ICD」という。)において、同性愛 homosexuality の項目が削除され、あわせて、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象にはならない」と付記されました。
- 日本においても、平成 6 (1994) 年に厚生省が ICD を公式な基準として採用することを決めました。また、平成 7 (1995) 年には、日本精神神経医学会が ICD を尊重するという見解を出しました。
- 平成 25 (2013) 年には、DSM において、性同一性障害 gender identity disorder という表現がなくなり、性別違和 gender dysphoria へと変更されました。
- 令和元 (2019) 年 5 月に、世界保健機関 (WHO) が発行している ICD から性同一性障害が「精神疾患」から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中に gender incongruence (仮訳「性別不合」) が新設されました。

## 4 当事者等調査の結果について

- 都総務局委託調査では、性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者の方々が、どのような困り事に直面しているか等についても、調査しています。その結果を見ると、周囲の無関心や無理解、偏見等から、様々な場面で困り事に直面している現状があることがわかります（以下 16 頁までの図表は、都総務局委託調査から引用）。

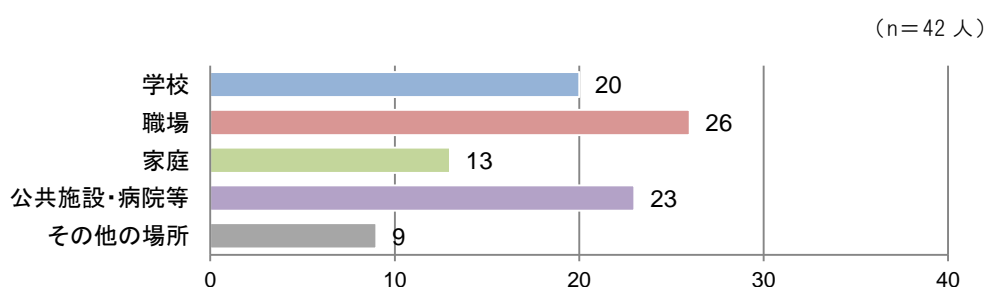
### ① 生活する上で感じた、人間関係での困難（複数回答あり）

人間関係で困難を感じたこととして、最も多くの方が挙げたのは「家族との関係」で 36 人、続いて 29 人が「職場の同僚との関係」と回答しました。



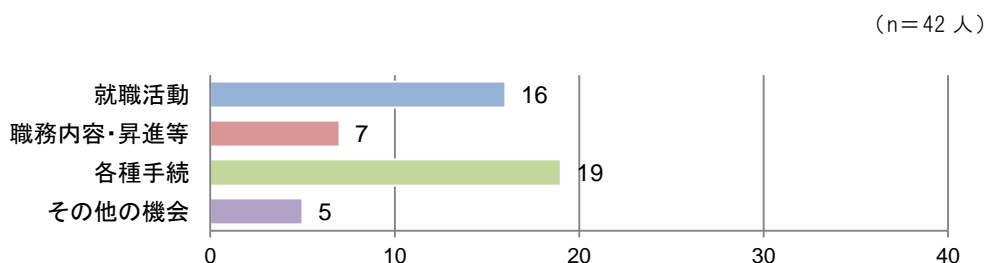
### ② 生活する上で感じた、環境・場所等での困難（複数回答あり）

困難を感じた環境・場所として「職場」を挙げた人が最も多く 26 人、続いて「公共施設・病院等」を挙げた人は 23 人、「学校」を挙げた人は 20 人でした。



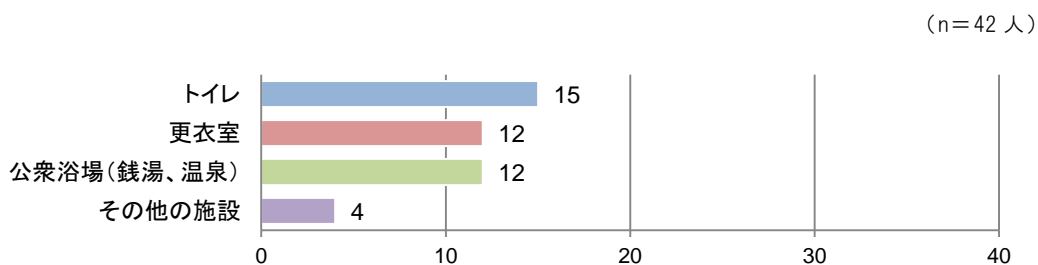
③ 生活する上で感じた、手続・処遇等での困難（複数回答あり）

手続・処遇等で困難を感じたこととして最も多くの方が挙げたのは、「各種手続（行政手続、会員申込等）」で 19 人、続いて「就職活動」で 16 人でした。



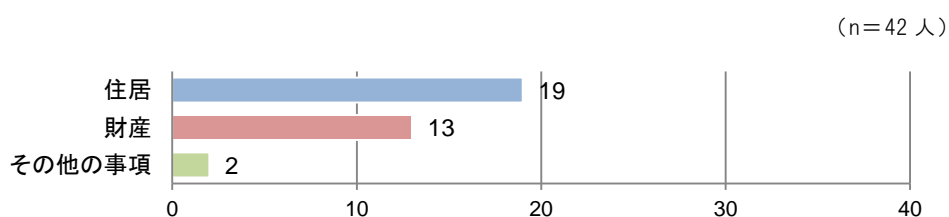
④ 生活する上で感じた、施設利用での困難（複数回答あり）

施設利用で困難を感じたこととして、最も多くの方が挙げたのは「トイレ」で 15 人、続いて「更衣室」、「公衆浴場（銭湯、温泉）」が 12 人でした。



⑤ 生活する上で感じた、住まい、財産等での困難（複数回答あり）

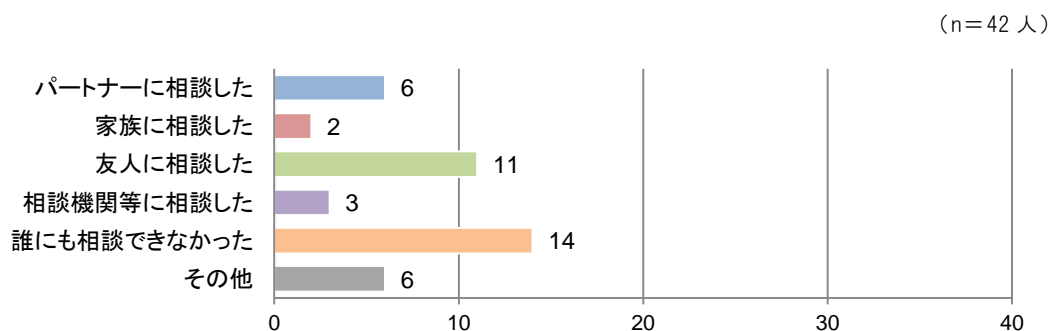
「住まい・財産等」での困難のうち、「住居」を挙げた人は 19 人、続いて「財産」を挙げた人は 13 人でした。





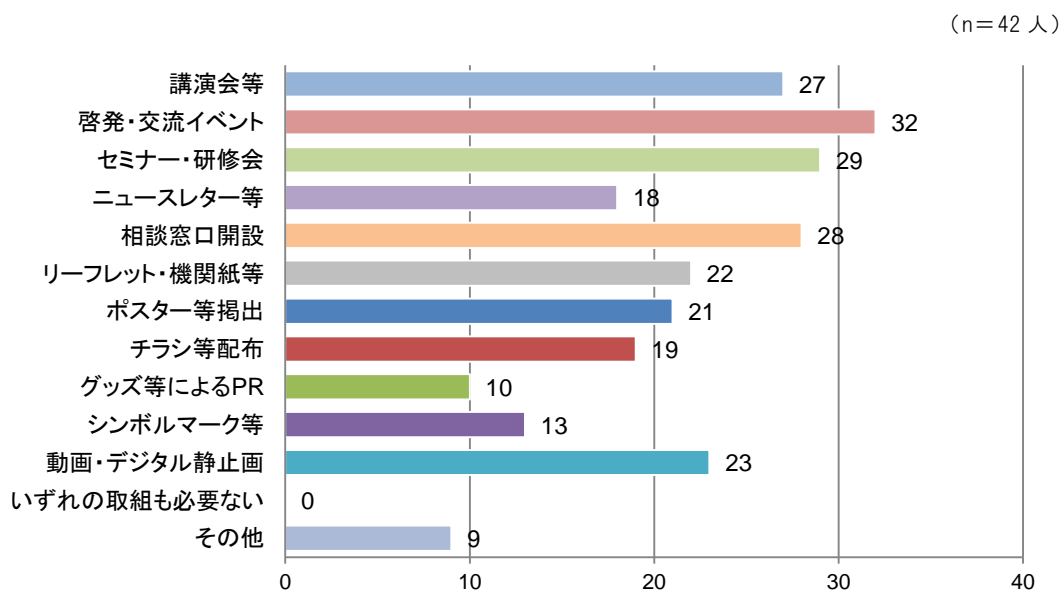
⑥ 差別を受けたと感じた際の対処（複数回答あり）

「誰にも相談できなかった」という回答が最も多く、14人でした。以下「友人に相談した」の11人、「パートナーに相談した」の6人と続きました。



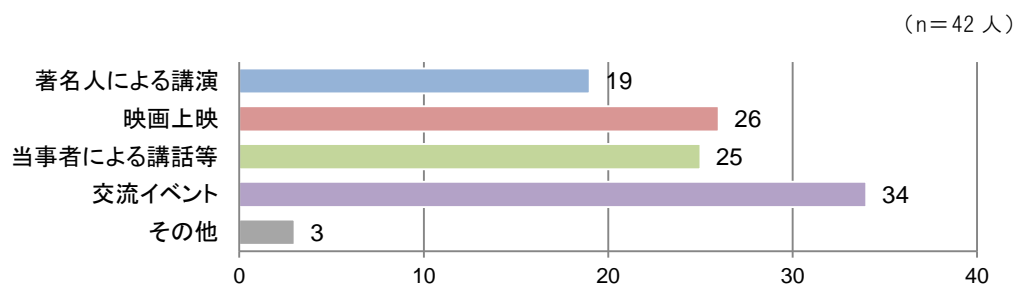
⑦ 性自認及び性的指向を理由とする差別を解消するために、必要な啓発（複数回答あり）

国・地方公共団体が行う必要な啓発活動としては、「啓発・交流イベント」という回答が多く、32人でした。以下「セミナー・研修会」が29人、「相談窓口開設」が28人、「講演会等」が27人で、「いずれの取組も必要ない」とした人はいませんでした。



⑧ 性自認及び性的指向に関して参加したいイベント（複数回答あり）

「交流イベント」という回答が多く、34人でした。以下「映画上映」26人、「当事者による講話等」25人、「著名人による講演」19人と続きました。



(参考) 性自認及び性的指向に関する意識 (無作為抽出した個人)

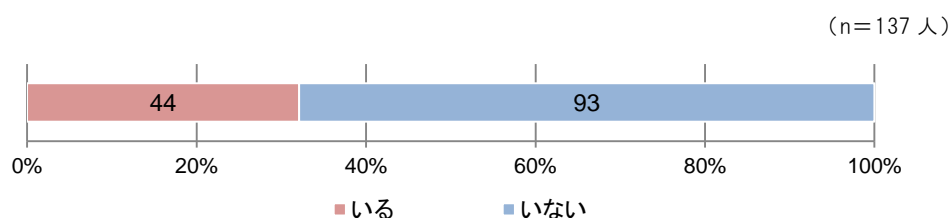
< LGBT 等の当事者の方からカミングアウトされることについて >

家族等の身近な人であればあるほど、カミングアウトされることへの抵抗が大きいことがわかりました。

	抵抗がない、 どちらかという と抵抗がない	どちらかという と抵抗がある
家族	52.6%	47.4%
親戚	79.9%	20.1%
友人	85.8%	14.2%
職場の同僚	88.8%	11.2%
隣人・近所の人	92.5%	7.5%

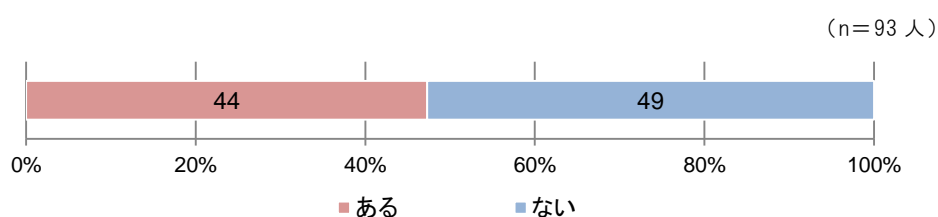
< 自分の身のまわり (例: 家族、友人、職場の同僚、知人等) に LGBT 等の当事者の方がいるか否か >

「自分の身のまわりに LGBT 等の当事者の方がいる」と回答した人は 137 人中 44 人でした。



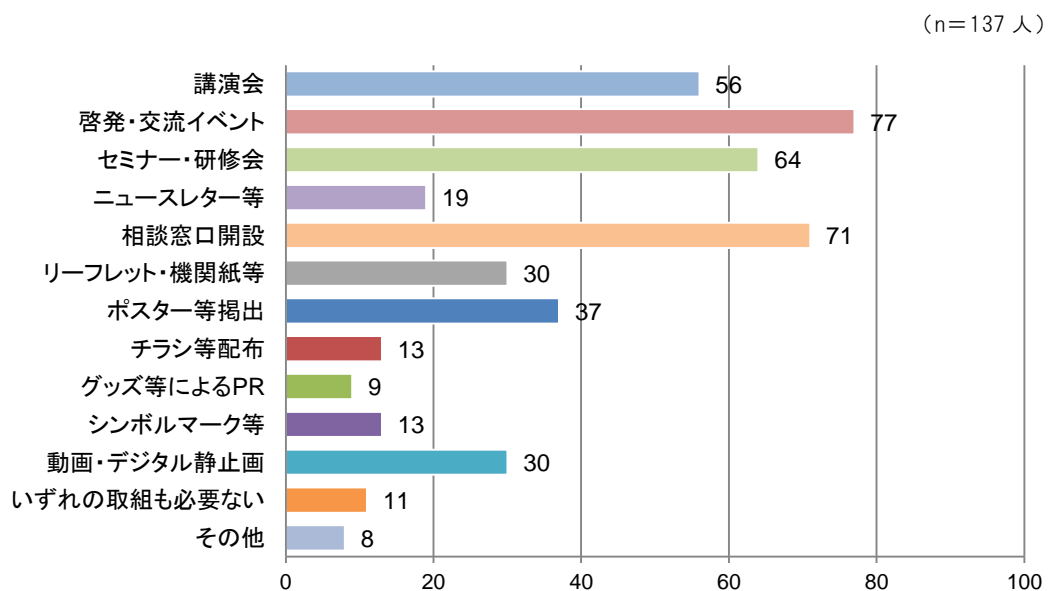
< 自分の身のまわり (例: 家族、友人、職場の同僚、知人等) に、もしかしたら LGBT 等の当事者の方がいるかもしれない、という認識の有無 >

前出調査で「自分の身のまわりに LGBT 等の当事者の方がいない」と回答した 93 人のうち、「自分の身のまわりに、もしかしたら LGBT 等の当事者の方がいるかもしれない」という認識のある人は 44 人でした。



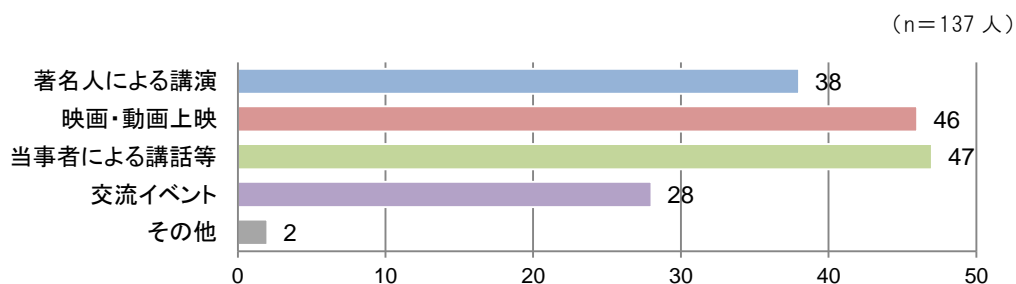
<性自認及び性的指向を理由とする不当な差別を解消するために必要な啓発（複数回答あり）>

啓発として必要なものに関しては、「啓発・交流イベント」という回答が最も多く、77人でした。続いて、「相談窓口開設」が71人、「セミナー・研修会」が64人、「講演会」が56人でした。



<性自認及び性的指向に関して参加したいイベント（複数回答あり）>

「当事者による講話等」という回答が最も多く、47人でした。続いて、「映画・動画上映」が46人、「著名人による講演」が38人、「交流イベント」が28人でした。



資料：都総務局委託調査

### 1 課題認識

- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者の多くは、家族、友人、職場の同僚などの誰にも相談できず、一人で悩みを抱えている現状があります。

困り事に直面した場合であっても、誰に相談すればよいか、どこに行けばよいかなどが分からず、人間関係を含む社会資源から孤立しがちです。

このため、声を上げられない当事者が、社会とつながる契機となるよう、社会へのアクセスを確保することが必要とされています。

- 当事者の多くは、周囲の無関心・無理解・偏見等の中で、人間関係や学校、職場などの様々な場面で、生活する上での困り事に直面している現状があります。

しかし、カミングアウトをしていない当事者は見えにくい存在であることもあり、周囲の意識が変わりにくく、困り事の解決が難しいという事情があると考えられます。

このため、継続的な普及啓発を通じ、多様な性のあり方についての理解を浸透させていくことが必要とされています。

- 性自認及び性的指向に関する問題は、個人の価値観や家族・婚姻制度等に関わることもあり、都民の間で大きく意見が分かれるところです。

このため、性自認及び性的指向に関する施策を推進していくためには、都民一人ひとりの理解を得ていくことが重要であり、その積み重ねが社会全体の包容力を高めていくことにつながっていきます。

現行の法制度を前提としながらも、多様な意見を踏まえつつ、取り組んでいくことが必要とされています。

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本方針

- 東京都は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消及び啓発、教育等を推進するため、上述の課題認識を踏まえ、以下の基本方針の下、必要な取組を推進していきます。

- 1 声を上げられない当事者に寄り添い、
- 2 多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、
- 3 オール東京で誰もが輝ける社会を実現する。

- 「声を上げられない当事者に寄り添う」  
⇒ 東京都は、声を上げられない当事者を孤立させないため、行政による適切な支援を実施することにより、社会資源へつなげていくことを目指します。
- 「多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成」  
⇒ 東京都は、多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成するため、継続的な理解浸透、知識普及の取組を推進することにより、無関心・無理解・偏見等を解消することを目指します。
- 「オール東京で誰もが輝ける社会を実現」  
⇒ 東京都は、それぞれの現場での施策目的を踏まえながら、都庁各局が工夫を凝らし、区市町村等の様々な機関と連携・協力して取組を推進します。そして、一歩ずつ着実に歩みを進めていくことにより、誰もが輝ける社会を実現することを目指します。

## (2) 施策の柱

- 東京都は、上述の基本方針の下、以下のとおり4つの施策の柱を掲げ、「都民等へ直接的にアプローチする方法」と「都民サービスの主体となる職員を対象とした取組を進めることで、都民等へ間接的にアプローチする方法」を組み合わせ、それぞれ具体的な取組を実施していきます。

### I 相談・支援体制の充実

性自認及び性的指向に関して、悩みや困難を抱える当事者やその家族等に寄り添う取組を充実

### II 啓発・教育の推進

性自認及び性的指向に関する無関心・無理解・偏見等を解消するため、広く都民に対し正しい知識の普及、理解浸透を継続的に実施

### III 職員理解の推進

都が事業者等の模範となるよう、庁内職員向けに多様な性のあり方について、正しい知識の普及を徹底し、理解を浸透

### IV 庁内外の取組の推進

各現場での配慮や必要な施策の見直し等について個別具体的に検討しながら取組を進め、オール東京で連携して施策を推進

## 3 計画期間

- 本計画期間は、令和2（2020）年1月から令和5（2023）年3月までの、概ね3年間とします。
- 本計画については、国内外の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、施策の評価・検証を行いながら、必要に応じて適宜内容の見直しを行うこととします。

## 4 重点課題

- 本計画に示す取組を進めることにより、東京都は、多様な性の理解を推進するとともに、当事者が自らの性のあり方や生き方に迷い悩むことなく、自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。
- なかでも、一人で悩みを抱えている当事者は、最も近い存在であり得る家族にさえ相談できず、孤立している現状があります。孤立しがちな当事者を必要な社会資源につなげていくことは、喫緊の課題であると考えられます。
- そこで、本計画期間においては、声を上げられない当事者にアプローチする「声なき声に配慮する相談体制の充実」を重点課題として取り組んでいきます。  
なお、取組に当たっては、当事者にカミングアウトを強制することのないよう配慮していきます。
- また、性自認及び性的指向に関して困り事を抱え、一人で悩む当事者に寄り添い、相談があれば区市町村や様々な機関とも連携しながら、適切に社会資源へとつなげていきます。
- あわせて、啓発、教育についても積極的に取り組み、多様な性のあり方への社会的理解を進め、共生社会の土台づくりを行います。そして、これらの取組の成果を踏まえ、次期計画へのステップアップにつなげていきます。



### I 相談・支援体制の充実

#### 【現状及び課題】

- 性自認及び性的指向に関する困難を抱える当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、多くの当事者は、周囲の無理解・偏見等に悩み苦しみながらも、カミングアウトをせずに日々の生活を送っているため、自分の性自認及び性的指向に関して、誰かに相談することは非常に難しい状況があります。同性愛者の方が自分の性的指向を偽って異性愛者を演じていたり、トランスジェンダーの方が自分の性別に違和感を覚え、自分が異常であるとたった一人で思い込んでいたりすることもあるかもしれません。
- 性自認及び性的指向に関する悩みは、本来最も身近な存在で、一番の理解者となり得る親や家族等に、なかなか相談できないという難しさがあります。このため、周囲へのカミングアウトを行うことなく、悩みを打ち明けることができる相談窓口は、当事者にとって非常に重要です。
- 有識者等からは、「孤立させないことがカギ。相談してくれば、そこから先は個に応じて、社会資源につなげていくことができる。」という意見がありました。しかし、たとえ匿名相談が可能な相談窓口であっても、「相談するのにも勇気がいる」、「無理解や偏見に基づく対応を受けるのではないかなど、相談者は相談すること自体に大きな不安や葛藤を抱いていると考えられます。
- 親や家族等はもちろんのこと、相談窓口へも相談できず、一人で悩みを抱えている人もいます。そのような声を上げられない当事者に勇気を出して相談してもらうことで、そこから他の社会資源へつなげていくことが課題となっています。また、東京都が設置している「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」（以下「専門電話相談」という。）では、10代から20代までの若年層からの相談件数が少なく、そうした方々がアプローチできる手段も必要とされています。

- 有識者等からは、他にも「子供たちにとって、他の当事者と面と向かって話をする場がない」との意見がありました。また、都総務局委託調査によると、「身近な人に、セクシュアルマイノリティであることを公にしているロールモデルがいてほしかった」という当事者等の声もありました。
- 性自認及び性的指向に関する困難を抱える当事者は、多くのケースでは学生時代に、自分の性のあり方、生き方等について悩み戸惑う段階に直面すると考えられます。そこから、ロールモデルを参考にしたり、同じ悩みを抱える仲間からの承認があり、自分が「当事者であること」を受け入れていくとも言われています。しかし、学生等の若年層の場合、自ら情報を収集したり、他の当事者たちが主催する集まりに参加したりすることには限界があるため、若年層も安心してアクセスできる機会があることが望ましいとされています。

### 【これまでの取組】

- 東京都人権プラザでは、人権に関する相談窓口として、一般相談を実施しています。また、問題解決に向けて法律的な助言を行うことを目的とした、弁護士による法律相談もあわせて実施しています。
- このほか、東京都では、ひきこもり、自殺、女性、労働、教育等に関する、様々な相談窓口を設置し、個別に問題を抱える方々に寄り添ってきました。令和元（2019）年8月現在、東京都の相談窓口は下表のとおりです。これらの窓口に寄せられる相談の中にも、性自認及び性的指向に関する悩みが含まれていることもあります。
- 平成30（2018）年10月には、性自認及び性的指向に関する一元的な相談窓口である専門電話相談を新たに開設しました。専門電話相談は、性自認及び性的指向に関する様々な問題について、当事者やその家族等から電話相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安を解消することを目的としています。

- 平成 31 (2019) 年 4 月には、SNS を活用した相談窓口である「相談ほっと LINE @東京」を新設し、「ネット・スマホで困ったら…」、「生きるのがつらいと感じたら…」、「中高生限定 教育相談」の3つのメニューで相談受付を開始しています。

### 相談窓口一覧

(専門相談窓口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 (総務局)</li> </ul>
(人権に関する相談窓口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都人権プラザ (一般相談・法律相談) (総務局)</li> </ul>
(様々な相談窓口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都若者総合相談センター「若ナビα」(都民安全推進本部)</li> <li>・個人情報保護制度に関する相談 (生活文化局)</li> <li>・都民の声 (都政一般相談、外国人相談) (生活文化局)</li> <li>・東京ウィメンズプラザ (一般相談) (生活文化局)</li> <li>・東京都ひきこもりサポートネット (福祉保健局)</li> <li>・東京都自殺相談ダイヤル (福祉保健局)</li> <li>・東京都児童相談センター (福祉保健局)</li> <li>・東京都立 (総合) 精神保健福祉センター (福祉保健局)</li> <li>・東京都労働相談情報センター (労働面での相談) (産業労働局)</li> <li>・東京都教育相談センター (教育庁)</li> <li>・子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 (福祉保健局)</li> <li>・相談ほっと LINE@東京 (都民安全推進本部、福祉保健局、教育庁)</li> </ul>

## 【今後の方向性】

### 1 相談体制の充実・強化（総務局、窓口設置局等）

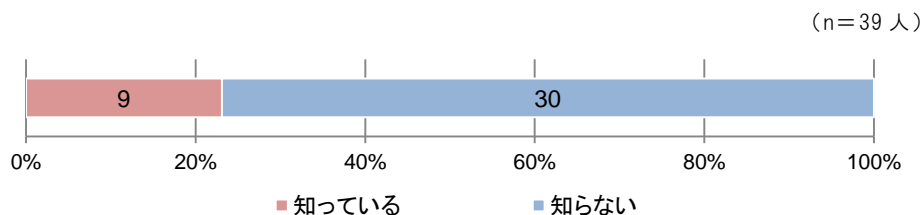
#### （1）専門電話相談のPR拡大

- 専門電話相談の実績では、30代から40代までの世代からの相談件数が多く、10代から20代までの若年層からの相談件数が少ないという現状があります。そのため、性自認及び性的指向に関する困難に直面する若年層の当事者に向けて、効果的にアプローチを行うことが必要であると考えられます。とりわけ、周囲の無理解・偏見等を恐れ、一人で悩む方々にとっては、このような相談窓口が社会との接点として貴重なツールになり得ることから、一人でも多くの当事者に相談してもらうことが、その後の悩みの解消に向けても非常に重要であるといえます。
- 専門電話相談に関しては、ホームページでの発信や、チラシの配布及び掲示やカードの配布等により周知を行ってききましたが、今後は都内の学校等に対しても周知を拡大していく等、若年層に確実に情報が届くよう広報を強化していきます。

#### （参考）

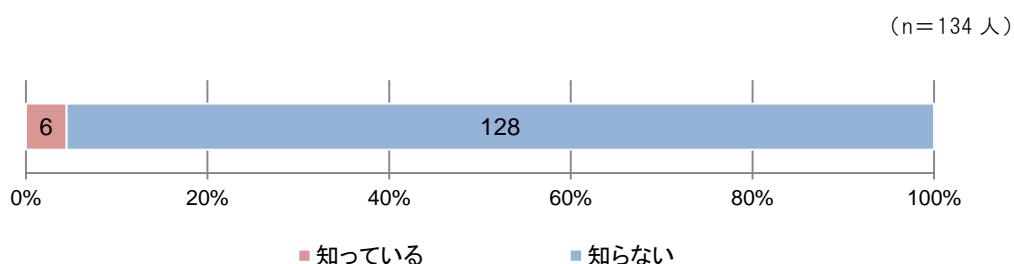
＜東京都で「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」が設置されたことを知っているか否か（当事者の場合）＞

「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」が設置されたことを知っていると回答した人は39人中9人でした。



＜東京都で「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」が設置されたことを知っているか否か（無作為抽出した個人の場合）＞

「東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談」が設置されたことを知っているという回答した人は 134 人中 6 人でした。



資料：都総務局委託調査

## （2）SNS を活用した専門相談

- 有識者等からは、「若者にとっては、SNS が大きなコミュニケーションツール」「SNS を活用した相談はとてもいい試み」という意見がありました。
- 東京都が専門相談を実施していることをより一層周知するため、また、実際に若年層が相談しやすい環境を整備するため、令和 2（2020）年度には、SNS を活用した専門相談（以下「専門 SNS 相談」という。）を新たに試行で実施することを検討します。これにより、相談者ニーズ、適正な規模・実施時間帯、実現可能な相談体制等、様々な検証を行い、本計画期間中の本格実施につなげていく予定です。

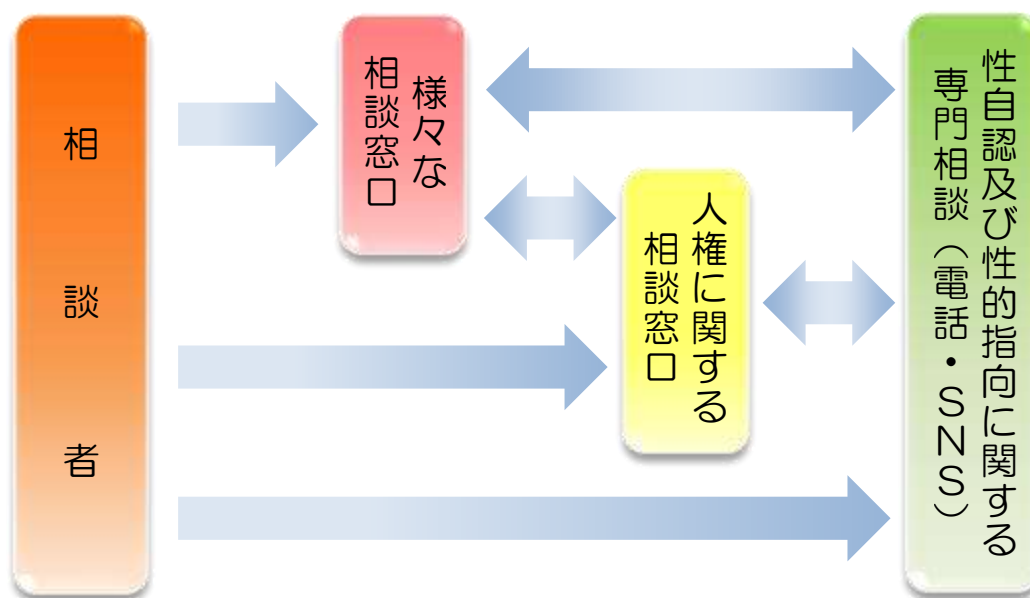
## （3）相談窓口間の連携による相談体制の充実

- 性自認及び性的指向に関する相談については、専門電話相談で主に受け付けていますが、人権一般に関する相談をはじめとして、ひきこもり、自殺、女性、労働、教育等に関する相談として、様々な相談窓口当事者やその家族等から寄せられることも

多くあります。

- このため、人権に関する相談窓口や様々な相談窓口に寄せられた相談のうち、必要と考えられるケースについては、専門電話相談を案内する等、庁内の相談窓口相互における連携を図っています（イメージは下図のとおり）。
- 専門相談に寄せられた相談に対しては、その内容に応じて、区市町村や様々な団体とも連携しながら、必要な社会資源へとつなげていくことを目指します。さらに、人権侵害事件の調査救済が必要となるケース等については、東京法務局をはじめとする様々な機関を紹介する等、適切に対応していきます。
- こうした取組とあわせて、令和2（2020）年度に試行実施を検討する専門 SNS 相談も通じて、今までは声を上げることができなかった当事者を確実にキャッチし、そのような当事者が社会とつながる契機となるよう相談体制を充実させていきます。

東京都における性自認及び性的指向に関する相談体制イメージ



#### (4) 相談窓口での対応を行う職員への啓発

- 相談体制を充実していくためには、実際に窓口で対応する職員が性自認及び性的指向に関して正しい知識を持ち、適切に対応できなければなりません。有識者等からも、「相談される可能性が高い立場の方の知識や理解が非常に大事」という意見がありま

した。勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた方の背景や思いを汲んで、相談者に適切に寄り添うことが求められます。

- そこで、性自認及び性的指向に関する無理解により、当事者やその家族等がさらに不安になったり、嫌な思いをしたりすることのないよう、とりわけ相談窓口で対応を行う職員を対象に、新たに作成する「性自認及び性的指向に関する職員向けのマニュアル」（施策の柱Ⅲで後述）を活用する等、相談窓口における配慮について講習会等を行っていきます。
- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者が、犯罪等の被害者やその家族として相談を行う可能性があるため、東京都の総合相談窓口である公益社団法人被害者支援都民センターや東京都の性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業を実施している特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC 東京）に対しても、適切な対応を行うことができるよう支援員への研修を行っていきます。

## 2 ロールモデル発見の支援（総務局）

- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者は、とりわけ未成年期や学生時代において、他の当事者やロールモデルとなる当事者に出会う機会が少なく、自らの性のあり方や生き方について、悩み戸惑うことも少なくありません。多感な未成年期や学生時代において、同じ悩みを持つ当事者と出会い、ロールモデルを見つけることは重要です。
- そこで、自らの性のあり方や生き方に悩み戸惑う当事者が、生きるヒントを得ることができる機会の提供の試行等、行政がどのような役割を担うことが可能であるかを検証していきます。

## 1 都民を対象とした取組（総務局、福祉保健局）

## 【現状及び課題】

- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者について、「自分の身のまわりにはいない」、「自分には直接関係ない」と思っている人は少なくありません。しかし、LGBT等の当事者の割合が数パーセントに上るとの企業等の調査結果もあり、実際には、家族、友人、職場の同僚等との付き合いの中で、誰もが当事者に接している可能性があります。
- 自分の身のまわりに当事者がいないと考えるのは、当事者が実際に存在しないからではなく、差別や偏見等を恐れて当事者が誰にも言えないでいるためとも言えます。ここに性自認及び性的指向に関する問題の難しさがあり、知らず知らずのうちに当事者を傷つけてしまう恐れがあるとともに、周囲の意識も変わりづらいと考えられます。
- 都総務局委託調査においても、「差別を受けたと感じた際にどう対処したか」という当事者への問いに対し、「誰にも相談できなかった」という回答が最も多くありました。
- 性自認及び性的指向に関して正しい知識が無ければ、重大なこととは考えずに、アウトティング（本人の承諾がないまま第三者に暴露する行為）をしてしまう可能性もあります。
- 以上のことから、多様な性についての理解や性自認及び性的指向に関しての正しい知識を広めていくことは、非常に重要な取組と言えます。より多くの都民が、自分の周囲に当事者がいるかもしれないこと、自分にも関係があるかもしれないことを自覚してもらえよう、継続的に普及啓発に取り組んでいく必要があります。

## 【これまでの取組】

- 啓発冊子「みんなの人権」やリーフレット「多様な「性」があること、知っていま



すか？」を作成し、性自認及び性的指向に関する人権課題について啓発を行ってきました。東京都人権プラザにおいても、同様に様々な人権課題の一つとして、展示、セミナー等による啓発を行ってきました。

- HIV/AIDS 予防に関する啓発活動を行うとともに、民生委員・児童委員への人権研修、地域人権啓発リーダー\*として選任されている地区民生児童委員協議会会長への研修において、様々な人権課題に関する啓発を行ってきました。
- 平成 27（2015）年度からは、毎年総合的な人権啓発行事であるヒューマンライツ・フェスタ東京を開催し、様々な人権課題を取り上げた企画、展示等において、性自認及び性的指向に関する人権課題を取り上げてきました。
- 平成 30（2018）年 10 月に人権尊重条例を制定し、第 2 章「多様な性の理解の推進」において、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図ることを明記しました。
- 人権尊重条例の制定以降、多様な性の理解の推進に関する啓発について充実を図っています。
  - ・平成 31（2019）年 3 月には、東京都民生児童委員連合会主催の地域人権啓発リーダーへの研修「新たな人権問題の理解～性的指向及び性自認を理由とした差別と偏見～」に講師を派遣し、啓発を行いました。
  - ・4 月には、民生委員・児童委員区市町村会長会において、人権尊重条例について説明を行うとともに、性自認及び性的指向に関する人権課題を取り扱いました。
  - ・令和元（2019）年 5 月の憲法週間には、国や区等と連携し、性自認及び性的指向に関して悩みを抱える当事者を講師として招いた人権啓発行事を開催しました。
  - ・6 月には、啓発映像「多様な「性」があること、知っていますか？」を新たに制作し、東京都公式動画チャンネル「東京動画」や、インターネット動画サイト等に掲

---

\*地域人権啓発リーダー…地区の民生委員・児童委員に対して、人権問題の啓発、相談、助言等を行う。

出しました。

- 10 月には、人権尊重条例の趣旨を広報するデジタルサイネージコンテンツを制作し、複数の駅構内で掲出を行います。（予定）
- 今後開催予定のヒューマンライツ・フェスタ東京において、引き続き性自認及び性的指向に関する企画を実施します。（予定）

## 【今後の方向性】

- 性自認及び性的指向に関する人権課題について、都民向けのセミナーを新たに実施し、多様な性のあり方についての正しい知識を普及し、理解を促進するための啓発を継続的に実施していきます。
- 家族、友人、職場の同僚等との付き合いの中で、誰もが当事者に接している可能性があることから、都民一人ひとりが日常生活の中で配慮していくべきことなどについても盛り込む「性自認及び性的指向に関する啓発冊子」を新たに作成し、多様な性の理解の推進を加速していきます。
- また、啓発行事の開催や啓発映像の放映等、あらゆる機会を捉えた効果的な啓発を引き続き実施していきます。
- 東京都人権プラザにおいては、啓発展示、講座等を通じて、都民に幅広く啓発していくほか、学校や企業等の教員・管理職を対象に、理解促進に向けた啓発を行っていきます。
- 東京 2020 大会の開催は、人権尊重の理念の浸透の機会でもあります。大会開催の契機をとらえ、民間団体等の取組と連携するなど、都民向け普及啓発の充実に努めていきます。

## 2 事業者等を対象とした取組（総務局、産業労働局）

### 【現状及び課題】

- 都総務局委託調査によると、「身体的性別に沿った服装や振る舞いをしなければ採用はできないと言われた」、「内定を得た後に当事者であることや性自認に沿った就業生活を送りたい旨を表明したら、内定取り消しになった」、「就業を継続したいのならば希望の性別で働くことは諦めるように勧告された」などの当事者等からの声がありました。
- 誰もが働きやすい職場づくりはもとより、職場における困り事やハラスメントに丁寧に対応していくためには、職場における性自認及び性的指向に関する理解推進と、当事者に対して適切な対応を行うことが重要になります。

### 【これまでの取組】

- 性自認及び性的指向に関する困り事を解消するためには、各々の事業者等において、採用選考から職場環境に至る職場の様々な場面で、当事者が働きやすいよう配慮や対応を行っていく必要があります。そこで、職場における性自認及び性的指向に関する問題について理解が促進されるよう、事業者等に向けた啓発を行っています。
- 企業の経営者、人事担当部門等が様々な人権課題について正しく理解し、採用選考等を行うことが可能となるよう、啓発冊子「採用と人権」を作成し、従業員 30 人以上の雇用保険適用事業所（約 37,000 事業所）に配布しています。採用選考に係わる人権課題の一つとして、性自認及び性的指向についても掲載し、紹介しています。

### 【今後の方向性】

- 新たに都民向けに作成する「性自認及び性的指向に関する啓発冊子」について、企業団体等を通じて配布すること、既存のイベントにおいて会場内で配布すること等により、事業者等に対して啓発の取組をより一層充実させていきます。
- 東京都人権プラザにおいては、啓発展示、講座等を通じて、都民に幅広く啓発してい

くほか、学校や企業等の教員・管理職を対象に、理解促進に向けた啓発を行っていきま  
す。(再掲)

### 3 学校現場や社会教育における取組（教育庁）

#### 【現状及び課題】

- 学校現場においては、性自認及び性的指向に関する問題は、いじめの問題とも関連しています。
- 都総務局委託調査によると、「性的指向・性自認に関わるいじめやからかいがあっても、声を上げられない」、「LGBT等の正しい知識を持ってもらうための学習及び教育者の肯定的な視点が必要」などの当事者等からの声もありました。
- 学校現場においては、1つの学級に一定程度の当事者が在籍していることを想定し、教職員が性自認及び性的指向に関する正しい知識を持つことが重要です。教職員の言動は児童・生徒に対して大きな影響を与えるため、当事者である児童・生徒やその保護者等にしっかりと寄り添える体制を整えておくことが重要です。
- 加えて、児童・生徒への発達段階に応じた適切な教育により、いじめを防止するとともに、共生社会の担い手となる自覚を児童・生徒一人ひとりの中に育てていくことが大切です。
- 以上のことから、学校現場における性自認及び性的指向に関する取組については、教職員に対する理解推進をはじめ、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校現場の体制づくりを行っていくことが大切です。また、全ての児童・生徒が共生社会の担い手へと成長していくことができるよう、日々の教育活動を充実させていく必要があります。

#### 【これまでの取組】

##### （1）教職員への研修等

- 教職員が性自認及び性的指向を含む様々な人権課題について正しく理解し、適切に対応することが可能となるよう、指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、都内公立学校の全ての教職員に配布してきました。また、都内の公立学校・幼稚園の教

職員を対象とした研修等においても、性自認及び性的指向に関する人権課題を取り上げ、実施しています。

#### 性自認及び性的指向に関する人権課題を取り上げた研修例

- ・「多様な性の理解と学校現場の対応」
- ・「性同一性障害を理解する」
- ・「性別で見る多様性と人権 ～セクシュアリティ概論～」
- ・「性別で見る多様性と人権  
～見えない／見せないしんどさを抱える子どもに向き合う～」
- ・「多様性を認め、自分らしく生きられる社会づくり  
～クラスに1～2人はいるかもしれない性的マイノリティ～」

- 平成31（2019）年3月に発行した「人権教育プログラム（学校教育編）」においては、東京都人権施策推進指針に基づき、人権課題「性同一性障害者」、「性的指向」など様々な人権課題に関する資料等を掲載しています。

## （2）児童・生徒に対する配慮

- 児童・生徒に対しては、文部科学省から平成28（2016）年4月に出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を基に、服装、髪型、トイレ、呼称の工夫、体育等の授業、部活動、修学旅行等の様々な機会・場面において、性自認及び性的指向に関して困難を抱える児童・生徒へ適切な配慮を行っています。
- 児童・生徒向けの相談窓口として、東京都教育相談センターでは、いじめ、不登校等を理由とする悩みのほか、性自認及び性的指向で困難を抱える児童・生徒やその保護者等についても相談を受け付けています。また、児童・生徒の様々な問題については、校内でサポートチームを組む等、柔軟な対応を行っています。

- 平成 31（2019）年4月から、新たに SNS を活用した相談窓口「中高生限定 教育相談」を開始し、児童・生徒がスマートフォン等で気軽に相談できる環境を整えました。（再掲）

### （3）社会教育

- 社会教育の観点では、性自認及び性的指向を含む様々な人権課題を取り扱った啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、都内国公立学校 PTA 及び社会教育機関等を対象に、105,000 部を配布しています。また、社会教育関係職員、社会教育関係団体指導者等を対象に、人権学習指導者研修を実施しています。

### 【今後の方向性】

- 令和元（2019）年度には、人権教育に関する研修会等において、性自認及び性的指向に関する内容の充実を図るとともに、新たに作成する「性自認及び性的指向に関する職員向けのマニュアル」（施策の柱Ⅲで後述）を活用することにより、児童・生徒に対してより一層きめ細かな対応ができるようにしていきます。
- 文部科学省の通知等を基に、トイレ、更衣室の使用、健康診断の実施等についての配慮事例をまとめた資料を人権教育に関する研修において活用することにより、教職員の対応力の向上を図り、全ての児童・生徒が自分らしさを発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう支援していきます。
- 毎年度 12 月の服務事故防止月間において、全ての都内公立学校において全教職員を対象に実施している校内研修及び自己点検の内容に、性自認及び性的指向に関する正しい知識を取り入れることとします。
- 学校教育においては、学習指導要領に基づき、道徳や特別活動等で、児童・生徒が持つ個性を伸ばし、一人ひとりがかかけがえのない存在であり、互いに尊重し合って生活することについて、「人権教育プログラム（学校教育編）」の実践・指導事例等を実態に応じて参考にするなどして、指導していきます。

- 社会教育においては、啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成・配布に加え、性自認及び性的指向を含む複数の人権課題を取り上げた人権学習教材ビデオを新たに作成し、社会教育事業等における学習で活用していきます。



## 【現状及び課題】

- 東京都が様々な施策を具体的に実施する際はもちろん、都民、事業者等に対して啓発等を実施していくに当たっては、東京都の職員自らが性自認及び性的指向に関する正しい知識を持ち、多様な性についての理解を深めていく必要があります。いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指すため、東京都の職員こそが主体的に人権が尊重された社会の担い手となっていかなければなりません。
- 東京都の職員の中にも、性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者がいます。接する都民の方々だけでなく、職員の中にも当事者がいるということを前提として、日々の業務を行っていくことが重要です。
- また、都民へ呼びかける側である職員が、都民、事業者等の模範となるよう、庁内における理解推進を図っていく必要があります。行政自らが職員の理解推進に向けて取り組み、PR していくことが、都民、事業者等の取組へとつながっていくと考えます。
- 東京都が平成 30（2018）年9月に職員向けに実施した「ダイバーシティ時代のハラスメントに関するアンケート」において、「あなたの職場において、どのようなことに対して困難を感じたか」という問いに対し、LGBT 等であると自認する職員の回答の中には「LGBT 等に対する認知度が低く、傷つくような言動をされる」というものがありました。東京都においても、性自認及び性的指向に関しての無理解・偏見等から、働きづらさを感じている職員がいます。一人ひとりの違いを尊重し、誰にとっても安心して快適に働ける環境づくりが求められています。

## 【これまでの取組】

- 東京都はこれまでも、全職員に対して定期的に人権研修を実施し、人権意識の高揚を図るとともに、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深める取組を行う中で、性自認及び性的指向に関する内容を取り上げ、理解推進を図ってきました。
- 新規採用職員に対しても、研修を通じて理解促進に向けた取組を行っています。さらに、管理職候補者向けの研修においても、LGBT など性的マイノリティへの認識をダイバーシティ・マネジメントの一環として捉え、マネジメント層の意識啓発に努めています。
- また、「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本方針」に、「同性に対する言動も、セクシュアル・ハラスメントに該当すること」「被害を受けた者の性的指向や性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアル・ハラスメントも、本方針の対象となること」を平成 29（2017）年 1 月に明記し、ハラスメント防止の一環として性自認及び性的指向に関するハラスメント（SOGI ハラスメント）の防止に努めています。
- 平成 31（2019）年 3 月には、「ダイバーシティ時代のハラスメントに関するアンケート」の結果を踏まえ、職員向けの啓発資料「SOGI ハラスメントについて知る BOOK」を新たに作成・周知しました。
- なお、職員向けの相談窓口については、令和元（2019）年 8 月現在で下表のとおりです。組織内部に相談しづらい場合には、東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談に相談することが可能となっています。

## 職員向け相談窓口一覧

■ハラスメント相談窓口	
全庁（知事部局）相談窓口	総務局人事部職員支援課安全衛生担当
局相談窓口	各局人事主管課 各局には男性・女性の相談員が各々選任されています。 ※連絡先がわからないときは、全庁窓口までお問い合わせください。
（一財）東京都人材支援事業団	相談室
外部弁護士相談窓口	（電話） 毎月4回受付 ※人事部ホームページで確認 <a href="http://www.soumu.metro.tokyo.jp/O3jinji/lawyerdial.html">http://www.soumu.metro.tokyo.jp/O3jinji/lawyerdial.html</a>
■東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談	
* 総務局人権部により外部委託で実施されています。	

### 【今後の方向性】

- 職員向けの啓発資料「SOGI ハラスメントについて知る BOOK」を今後も研修等で活用していくことにより、職員に対して性自認及び性的指向を理由とするハラスメントへの理解を確実に深めていきます。
- 性自認及び性的指向に関して職員の理解に必要な正しい知識や、窓口等での接遇や職場内の同僚等への配慮等について記載した「性自認及び性的指向に関する職員向けのマニュアル」を新たに作成します。
- このマニュアルを既存の研修等で配布・活用していくことにより、性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者が都民の中や職場の身近にいることを前提とした適切な対応が可能となるよう努めていきます。
- 各局ハラスメント相談員を対象に実施している説明会において、担当職員が性自認及び性的指向に関して正しく理解し、適切に対応できるよう、新たに作成する「性自認及び性的指向に関する職員向けのマニュアル」を活用していきます。

- また、都庁職員も都庁という事業所の従業員であり、性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者が職場の身近にいることを前提とし、ハラスメントやアウティングがないよう、日頃から十分に注意しなければなりません。
- ハード面や制度面についても、それぞれの現場の実情も踏まえながら、当事者職員の困り事に対して配慮できるように今後も引き続き検討し、都庁職員自身が性自認及び性的指向に関わらず生き生きと活躍できるよう、職場環境の整備に努めていきます。

## 【現状及び課題】

- 性自認及び性的指向に関して悩みを抱える当事者は、生活する上で様々な困り事に直面しています。当然ながら、どのような性自認であるか、どのような性的指向があるかによって、直面する困り事は異なってきます。しかし、直面する困り事は様々であっても、それらが深刻な問題を抱えているかもしれないことは同じです。
- 都総務局委託調査によると、主にトランスジェンダーの方が直面するケースとして、「事務用紙の大半が男女の二択しかなく、どちらも選択できずにいる」、「男子トイレ、女子トイレ以外のだれでもトイレがなく、トイレを我慢した」などの声がありました。他にも、同性愛者の方からは、「病院でパートナーが家族として扱ってもらえなかった」などの声がありました。
- 困り事に直面した当事者にとっては、自らの性自認や性的指向だけでなく自分自身そのものを、あるいは生き方を、否定されていると感じることもあるかもしれません。性のあり方はアイデンティティと深く関わっており、簡単に切り離すことはできないためと考えられます。
- 東京都が実施している様々な事業についても、以上のような困り事をできる限り解消していくため、各職場において事業の実情に即した検討と取組を継続して行っていく必要があります。
- 本計画の内容や性自認及び性的指向に関する様々な取組について、有識者等から「行政の施策においては、担当部署だけが理解できていて、他の部署は無理解ということでは意味がない。庁内連携をしっかりとしてほしい。」、「東京都には区市町村の取組をつなぐハブとなってほしい」などの意見がありました。
- 今後も、東京都は全庁一丸となって、庁内各局の十分な連携の下、性自認及び性的指向に関する施策、取組等を推進していくとともに、不断の検討を行っていく必要が

あります。また、様々な施策、取組等を行うに当たっては、区市町村、民間団体等と連携・協力を図っていきます。

## 【これまでの取組と今後の方向性】

### 1 施策ごとの取組

- 東京都はこれまでも、施策を実施している所管局等において、性自認及び性的指向を含む様々な人権について配慮を行ってきました。例えば、行政手続等における性別欄の記載のうち、特別な理由の無いものについては削除等するよう努めています。各局等の施策のうち、性自認及び性的指向に関連の深い取組や配慮等について、人権尊重条例の制定以降、新たに検討を行っているものも含めて、下記のとおりまとめます。
- 今後、様々な現場において、それぞれの実態と施策目的を踏まえながら、どのような配慮や工夫が可能であるかについて、個別具体的に検討していきます。

#### (1) 職員等の採用試験・選考（人事委員会、教育庁）

- 申込書、申請書等に性別欄の記載があり、男性か女性のどちらかを必ず選択しなければならない場合、トランスジェンダーの方は周囲の目や結果の合否等を気にして、自認する性別を選択できない状況が想定されます。特に、採用試験・選考については受験者の不安感がより一層大きく、自認する性別とは異なる性別で就職活動を行ったことにより、大きな苦しみを抱えてしまうことも考えられます。
- 人事委員会が実施する東京都職員採用試験・選考においては、採用申込書の性別欄の記載について、課題整理・検討を進めており、記載の廃止等を含め、できる限り早い時期に対応できるよう努めていきます。
- 教員採用候補者選考においては、これまでもトイレの使用箇所についての配慮を行ってきました。令和2（2020）年度採用候補者選考においては、受験に際し男女別を必要としない募集区分については、紙による申込は、性別の記載を求めないこととし、令和3（2021）年度以降のできる限り早い時期に、電子申込にも対応していきます。

## (2) 都立高校の入学者選抜（教育庁）

- 都立高校の入学者選抜においては、これまでも個別の配慮が必要な場合は、受検者からの申請に基づき、別室での受検や離れた場所にあるだけでもトイレの使用を認めるなどの対応を行うとともに、受検者が申告する性別に応じた受検を実施しています。

## (3) 住宅入居に関する対応（住宅政策本部）

- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者は、住宅の入居に当たって差別的な取扱いを受けたり、周囲への理解が得られず、苦勞するケースがあります。
- 東京都は、平成 29（2017）年 10 月から、LGBT を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を実施しており、平成 30（2018）年 3 月には、住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、LGBT を住宅確保要配慮者として位置づけています。
- また、居住支援法人等との連携により民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を行っており、性自認及び性的指向に関する困難を抱える方々が、民間賃貸住宅への円滑な入居等が行えるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促していきます。
- なお、都営住宅については、人権を取りまく社会の動向等を踏まえ、管理制度等における取扱いについて、検討していきます。また、公社住宅については、UR や他府県公社の事例を踏まえ、多様な居住形態の入居への対応について、検討していきます。

## (4) 都立病院での対応（病院経営本部）

- 都立病院では、「患者権利章典」を制定し、患者本人の意思や価値観を尊重し、治療方法などを自らの意思で選択する権利を有すること等を掲げています。この方針は、性自認及び性的指向に関する困難を抱える方についても、等しく適用されます。
- 例えば、面会者の範囲や患者が希望する手術等への同意者については、法的な親族に限定せず、患者自身に決定してもらっています。

- 男女別病棟や多床病室への入院時、患者本人が性自認及び性的指向に関する困難を抱える当事者であった場合には、患者の個別事情や希望に応じて、個室を利用してもらう等の配慮を行っています。
- 外来受付での呼び出し時には、戸籍名ではなく受付番号での呼び出し、フルネームを言わない等の対応を行っています。

#### (5) 災害時の避難所（福祉保健局）

- 災害時の避難所については、物資等が十分でない状況にあるため、プライバシーに関する問題が起こりやすい環境となります。性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者は、トイレ、更衣室等が男性か女性の2種類しかない場合、困り事に直面することとなります。
- 東京都は、区市町村に対して「避難所管理運営の指針」を提示しています。平成30（2018）年3月に改訂された指針においては、「避難所では、様々な方が共同生活をするため、多様性を尊重する必要がある、男女双方の視点やLGBTの方の視点等をある程度予測しながら運営することが円滑な支援につながる」と記載しています。
- また、同指針の「トイレの設置」の項目においては、「性的マイノリティ（LGBT）の方や、介護や育児等で異性介助を行う方のために、男女双方が利用可能なトイレを設置する」と記載しています。
- LGBT等の当事者はどこの避難所にもいるという前提で、トイレ、更衣室等が部分的にでも個別の空間になるよう工夫する必要があります。

#### (6) 福祉施設での対応（福祉保健局）

- 福祉現場については、福祉施設で勤務する職員に向けた人権研修を実施しており、性自認及び性的指向に関して困難を抱える利用者等へ適切な配慮が行えるよう、性自認及び性的指向に関する内容を取り上げています。



## (7) 里親に対する研修（福祉保健局）

- 性自認及び性的指向に関して困難を抱える子供たちが困り事に直面することが無いよう、里親に対する研修において、性自認及び性的指向に関する内容についても取り扱っていきます。

## 2 推進体制

- 性自認及び性的指向に関する施策、取組等を推進していく際には、それぞれの現場での施策目的を踏まえながら、庁内での連携はもとより様々な機関と連携を図っていく必要があります。

### (1) 庁内各局との連携（総務局）

- 東京都は、平成 30（2018）年 10 月に、庁内全ての部局の緊密な連携の下、性自認及び性的指向に関する施策を展開し、多様な性の理解の推進を図ることを目的に、各局の部長級で構成する「東京都性自認及び性的指向に関する施策推進会議」を設置しました。
- 本計画の策定後においても、当該会議を継続的に開催し、庁内各局との総合的調整を行い、当事者の悩みや困り事を共有し、課題解決を図っていきます。そして、各局における取組の進捗を把握しつつ、全庁一丸となって施策を推進していきます。
- また、当該会議では、必要に応じて性自認及び性的指向に関して困難を抱える当事者や有識者の方々を招へいし、意見を聴く機会を設ける等、本計画の内容、施策等について不断の見直しを図っていきます。このような検証作業を通じて、東京都の性自認及び性的指向に関する施策、取組等を発展・深化させていきます。

### (2) 区市町村との連携（総務局）

- 区市町村は、住民に身近な基礎自治体であり、性自認及び性的指向に関する啓発、教育等の取組において、重要な役割を担っています。また、最も身近に住民と接する行政の窓口でもあるため、各現場の職員が性自認及び性的指向に関して正しく理解し

ておく必要があります。

- 東京都は、東京都と区市町村間及び区市町村間相互の円滑な連携を図るため、「東京都区市町村性自認及び性的指向に関する施策推進連絡会」を新たに設置し、連携を強化していきます。
- 東京都と、区市町村とが互いに連携しながら、性自認及び性的指向に関する施策、取組等を推進していくため、この連絡会を通じて、各区市町村が実施する取組に関する情報提供や課題共有を積極的に行っていきます。東京都が区市町村におけるハブの役割を果たすことにより、東京全体の取組についてスパイラルアップを図っていきます。

## 参考資料

■東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

■東京都人権施策推進指針（抜粋）

～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～

■相談窓口電話番号一覧

# 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

平成三〇年東京都条例第九三号

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(目的)

第一条 この条例は、東京都(以下「都」という。)が、啓発、教育等(以下「啓発等」という。)の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(都の責務等)

第二条 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。

3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力

するよう努めるものとする。

## 第二章 多様な性の理解の推進

(趣旨)

第三条 都は、性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)及び性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別の解消(以下「差別解消」という。)並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るものとする。

(性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第四条 都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(都の責務)

第五条 都は、第三条に規定する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るため、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進するものとする。

2 都は、前項の基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴くものとする。

3 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力するものとする。

(都民の責務)

第六条 都民は、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に関し、差別解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努めるものとする。

## 第三章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(趣旨)

第八条 都は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成二十八年法律第六十八号。以下「法」という。)第四条第二項に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、不当な差別的言動(法第二条に規定するものをいう。以下同じ。)の解消を図るものとする。

(定義)

第九条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公の施設 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二の規定に基づき、都条例で設置する施設をいう。

二 表現活動 集団行進及び集団示威運動並びにインターネットによる方法その他手段により行う表現行為をいう。

(啓発等の推進)

第十条 都は、不当な差別的言動を解消するための啓発等を推進するものとする。

(公の施設の利用制限)

第十一条 知事は、公の施設において不当な差別的言動が行われることを防止するため、公の施設の利用制限について基準を定めるものとする。

(拡散防止措置及び公表)

第十二条 知事は、次に掲げる表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するものとする。ただし、公表することにより第八条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

一 都の区域内で行われた表現活動

二 都の区域外で行われた表現活動(都の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 都民等に関する表現活動

イ アに掲げる表現活動以外のものであつて、都の区域内で行われた表現活動に係る表現の内容を都の区域内に拡散するもの

2 前項の規定による措置及び公表は、都民等の申出又は職権により行うものとする。

3 知事は、第一項の規定による公表を行うに当たっては、当該不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

4 第一項の規定による公表は、インターネットを利用する方法その他知事が認める方法により行うものとする。

(審査会の意見聴取)

第十三条 知事は、前条第一項各号に定める表現活動が不当な差別的言動に該当するおそれがあると認めるとき又は同条第二項の規定による申出があつたときは、次に掲げる事項について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、同項の規定による申出があつた場合において、当該申出に係る表現活動が同条第一項各号のいずれにも該当しないと明らかに認められるときは、この限りでない。

一 当該表現活動が前条第一項各号のいずれかに該当するものであること。

二 当該表現活動が不当な差別的言動に該当するものであること。

2 知事は、前項ただし書の場合には、速やかに審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は知事に対し、当該報告に係る

事項について意見を述べるることができる。

3 知事は、前条第一項の規定による措置又は公表を行おうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(審査会の設置)

第十四条 前条各項の規定によりその権限に属するものとされた事項について調査審議し、又は報告に対して意見を述べさせるため、知事の附属機関として、審査会を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この章の施行に関する重要な事項について調査審議するとともに、知事に意見を述べるができる。

(審査会の組織)

第十五条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 審査会の委員は、知事が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(審査会の調査審議手続)

第十六条 審査会は、知事又は第十三条第一項若しくは第三項の規定により調査審議の対象となっている表現活動に係る第十二条第二項の規定による申出を行った都民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、前項の表現活動を行った者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第一項の規定による調査を行わせることができる。

(審査会の規定に関する委任)

第十七条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表現の自由等への配慮)

第十八条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第十一条から第十三条まで及び第十六条の規定は、前項ただし書に規定する日以後に行われた表現活動について適用する。

～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～

I 人権を取り巻く現状

1 人権をめぐる国内外の動向

20 世紀における二度の世界大戦の反省から、平和の実現にとって人権の尊重が大切であるということが国際的な認識となりました。このため国際連合（国連）は、昭和 23（1948）年の世界人権宣言をはじめ、昭和 40（1965）年の「人種差別撤廃条約」採択、昭和 41（1966）年の「国際人権規約」採択、昭和 54（1979）年の「女子差別撤廃条約」採択等、国際的な人権規範の整備に積極的に取り組んできました。

平成 5（1993）年に、ウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。この会議において、人権が普遍的であり、正当な国際的関心であること等が確認されました。これを受けて国連は、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とし、行動計画を策定しました。さらに、その終了を受けて「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設けず 3 年ごとのフェーズ及び行動計画を策定しています。

近年では、「障害者権利条約」や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。一方、組織に関する国際規格の分野では、平成 22（2010）年に発行された ISO26000<sup>1</sup> において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

我が国においては、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、法制度の整備など様々な取組を行ってきました。

国は、平成 12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。この法律では、国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として、人権教育及び人権啓発を実施する責務を有するとされており、また、国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。

この法律を受け、国は、平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、近年では、障害者・高齢者・子供に対する虐待防止や女性・障害者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律が制定されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取組は続けられており、我が国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

<sup>1</sup> 「ISO26000」：あらゆる組織（企業に限らない）の社会的責任に適用可能なガイドライン規格で、国際標準化機構が平成 22（2010）年に発行しました。

2 東京における人権の状況

東京都は、東京を活力があり人々が安心して暮らせる都市とし、世界中の人々を惹きつける魅力ある国際都市東京をつくるため、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進する「東京都人権施策推進指針」を平成 12（2000）年に策定しましたが、策定から 14 年が経過し、社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化等とともに、人権課題も多様化・複雑化してきています。

例えば、法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、平成 23（2011）年に変更があり、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されています。また、平成 25（2013）年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、人権が尊重されていると感じている人が 74%ですが、「高齢者」、「女性」、

「子供」に加えて、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「震災に伴う人権の問題」等の新しい人権課題への都民の関心が高まっていることが明らかになっています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥し、差別意識を生じさせることになりかねないヘイトスピーチが社会的問題となっています。

平成 26（2014）年 12 月に発表された「東京都長期ビジョン」では、目指すべき将来像を『「世界一の都市・東京」の実現』とし、生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権が尊重され、誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに住み続けたいと思う都市こそが、真に魅力的な世界一の都市であるとしています。

平成 32（2020）年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。国際オリンピック委員会（IOC）によって定められた「オリンピック憲章」の「オリンピックの根本原則」では、オリンピックは人権に配慮した大会であることがうたわれています。東京は、都市や社会のあり方等に関して、国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現が求められています。

II 基本理念と施策展開の考え方

1 人権施策の基本理念

東京都は、次に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。

日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市である。

東京都は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界一の都市・東京」の実現を目指している。日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要である。

このため、東京都は、

- ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京
- ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京
- ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指す。

2 施策展開に当たっての考え方

東京都は、人権施策の基本理念を具体化するために、次の五つの「施策展開に当たっての考え方」の全てを尊重し、公平・公正な人権施策を実施していきます。

(1) 助け合い・思いやりの心の醸成

東京都は、東京で暮らす人や訪れる全ての人が夢と希望、幸せを実感できる成熟した都市となることを目指しています。そのためには、行政はもとより、一人一人が、支援を必要とする人々に対する理解を深め、積極的な手助けを行っていくとともに、人々が互いに支え合う、助け合い・思いやりの心を醸成していきます。

(2) 多様性への理解

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催控え、東京には、これまで以上に、民族、国籍、宗教、文化、価値観など、多様な背景を持った多くの人々が集まることとなります。都民をはじめ全ての人々が、こうした多様性を理解し、尊重し合い、共有できるよう、東京都は「あらゆる差別を許さない」という姿勢で取り組んでいきます。

(3) 自己実現の支援

人権には、個人の自己決定を尊重するという基本的な考え方があります。すなわち、個人は、他者からの支配・介



入を排除し、自らのことを自らが決定することにより、人間としての尊厳を確保し、自立した生活が可能になります。東京都の施策は、そうした観点から、自己決定を尊重し個人の自己実現を支援するという考え方を基本として実施していきます。

#### (4) 公共性の視点

東京都は、人権を尊重することには、他の人の人権や公共の利益との調和を図ること、すなわち公共性の考え方が含まれていることを踏まえ、施策を実施していきます。

#### (5) 公平な機会の確保

人権施策の展開に当たっての国際的な潮流として、全ての人が積極的に社会参加や貢献のできる社会を築くことを目指すことが挙げられます。そのために、東京都は、あらゆる人々が排除されることなく、能力を十分に発揮し、社会で活躍できるよう、公平な機会を確保するための環境を整備することに努めていきます。

### III 人権課題ごとの現状と東京都の施策の方向性

#### 1 女性

##### 現状

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、男女平等や女性の地位向上のための様々な法律が整備されています。

長年の取組により、男女平等参画は着実に前進してきましたが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等への対応が求められています。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女平等参画が十分とはいえない状況があります。また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（身体への暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含む）、ストーカー行為など、犯罪となる行為をも含む人権侵害も生じており、「配偶者暴力防止法」、「ストーカー規制法」等の法律が整備されています。

##### 施策の方向性

平成12(2000)年、全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、それに基づき「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しています。また、行動計画に包含する形で、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しています。全ての都民が、性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指しています。男女平等参画の促進に関する取組を推進するとともに、都民や事業者に対し、相談や支援、啓発を行っていきます。また、学校教育や社会教育を通じ、男女平等を推進する教育を進めていきます。

配偶者等からの暴力に対しては、配偶者暴力相談支援センターを中心として、未然防止から相談、緊急時の一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施するほか、警察における規制・取締りを行っていきます。さらに、ストーカー行為や性犯罪に対しても、警察における規制・取締り等を行うとともに、被害者の立場に配慮した相談支援体制の充実を図っていきます。

#### 2 子供

##### 現状

平成元(1989)年の国連総会で、子供の人権や自由を尊重し、子供に対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利条約」が採択され、我が国も平成6(1994)年に、この条約を締結しました。また、「児童虐待防止法」や「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「いじめ防止対策推進法」など、子供が安心して健やかに成長できる社会をつくるための様々な法律が整備されています。

しかし、社会経済の構造が変化し、家庭や地域における子育て機能の低下に伴って、児童虐待等が深刻な問題となっ

ています。子供たちのいじめや教師による体罰も依然として大きな問題です。また、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題があります。さらに、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化等により、子供が犯罪に巻き込まれたり、いじめ等の被害者や加害者になる事態が生じています。

##### 施策の方向性

子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画として、「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定しました。今後、本計画に基づき、保育サービスの充実や子育て家庭を地域で支える仕組みの充実など、子供・子育て支援の多様な取組を推進していきます。また、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」に基づき、相談体制の整備や就業支援など、ひとり親家庭支援の取組を推進していきます。

特に重大な人権侵害である児童虐待に対しては、区市町村の子育て支援機関や児童相談所など地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの支援体制を整備するとともに、児童虐待への理解促進に向けた啓発に取り組んでいきます。また、児童買春や児童ポルノ、インターネット利用に伴うトラブルなど、子供を犯罪等の被害から守るため、啓発活動をはじめとする様々な取組を推進していきます。

さらに、学校教育及び社会教育を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めていきます。いじめに対しては、「東京都いじめ防止対策推進条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進していきます。体罰に対しては、「体罰根絶に向けた総合的な対策」の中で策定したガイドラインに基づき、体罰根絶に向けた取組を強化していきます。また、いじめや不登校等の不安や悩みを受け止める窓口として、教育相談センターを活用するほかスクールカウンセラー等を配置し、教育相談の体制整備を図っています。

#### 3 高齢者

##### 現状

我が国では、平均寿命の伸びや少子化等を背景に、高齢化が急速に進行しています。東京都においても、都民の総人口に占める65歳以上の人口の割合は20%を超え、団塊の世代が65歳を迎えたことで高齢化が更に進んでいます。このような実情を踏まえ、「高齢社会対策基本法」や「高齢者虐待防止法」、「高齢者雇用安定法」の改正など、豊かな高齢社会を実現するための様々な法律が整備されています。

しかし、介護施設<sup>1</sup>の従事者等<sup>2</sup>による虐待、あるいは家庭における養護者<sup>2</sup>による虐待など、深刻な人権侵害が生じています。東京都の調査では、虐待を受けた高齢者の約7割の方になんらかの認知症の症状あるいは認知症の疑いがあることが分かっており、総合的な認知症施策により認知症の人や、その介護者を支援していくことが必要です。

また、高齢者が年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われたり、地域社会や家族関係における高齢者の孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といった様々な問題も生じています。

##### 施策の方向性

豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識を持っている高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられ、また、若い世代と共に地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。そのため、「東京都高齢者保健福祉計画」を策定し、医療・福祉、雇用、住宅等の分野において、総合的に施策を進めていきます。

特に重大な人権侵害である高齢者虐待に対しては、区市町村において防止に取り組んでおり、東京都においても高齢者権利擁護推進事業により、区市町村の取組を支援していきます。

また、東京都では、認知症等により判断能力が低下した人の保護を図るための成年後見制度の普及も推進していきます。

さらに、働く意欲のある元気な高齢者の社会参加の促進や就業機会の確保等を進めるとともに、全ての高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭わないための相談窓口の設置や啓発等を行っていきます。

こうした取組を引き続き実施していくとともに、高齢者が社会の一員として生き生きと暮らすために、高齢者の人権について考えていくことの大切さを啓発していきます。学校教育においては、高齢化の進展を踏まえて、高齢社会に関する基本的な知識、介護、福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していきます。

- 1 養介護施設の従事者等；介護保険施設や居宅介護サービス等、高齢者の生活を支える様々なサービス事業に従事する者
- 2 養護者；高齢者を現に養護する者で、養介護施設の従事者等以外の者

## 4 障害者

### 現状

障害のある人もない人も、共に社会の一員として生活し、お互いを理解し、支え合っていくことができる社会を実現するため、「障害者基本法」や「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」など、様々な法律が整備されています。そして、平成 26（2014）年に、我が国は障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を締結しました。「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者による障害を理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことを求めています。

障害のある人にとっては、店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

### 施策の方向性

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、「東京都障害者計画」や「東京都障害者福祉計画」等に基づき、障害者の地域生活支援や就労支援、障害特性に応じたきめ細かな支援等を進めています。特に重大な人権侵害である障害者虐待に対しては、障害者虐待防止センターの機能を持つ区市町村その他関係機関と連携して対応しています。

また、「福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」により、障害者や高齢者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

こうした取組を引き続き実施していくとともに、「障害者差別解消法」にも対応し、障害のある人もない人も、共に自立した生活を送ることができるようお互いに理解し合い、支え合う共生社会をつくるために、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組んでいきます。

学校教育においては、発達障害の子供への支援体制の整備や、障害が軽い生徒の職業教育の充実、障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育環境の整備など、特別な支援を必要とする子供の自立と社会参加に向けて、特別支援教育の充実を図ります。共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供との相互理解はもとより、保護者等を含め、より多くの人々の理解啓発に努めます。

## 5 同和問題

### 現状

同和問題（部落問題）とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れている我が国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々

な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

これまで、問題解決のため国や地方自治体は様々な取組を行ってきましたが、依然として、公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査・土地調査等を行うといった事例が起きています。平成 25（2013）年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合に結婚を認めないとの回答が一定割合あるなど、依然として根強い差別意識が残っています。

また、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行うえせ同和行為は、同和问题解決の妨げとなっています。

### 施策の方向性

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、都民一人一人の同和問題についての理解と認識が深まるよう、様々な啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取組を推進していきます。また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や区市町村と連携した取組を行うとともに、企業等が実施している啓発事業に対する支援を行っていきます。

さらに、企業の担当者や行政機関等を対象に、えせ同和行為への正しい対応方法を周知するための啓発活動を実施するなど、えせ同和行為を排除するための取組を実施していきます。

## 6 アイヌの人々

### 現状

北海道を中心とした地域に古くから住んでいたアイヌの人々は、自然の豊かな恵みを受け、独自の生活と文化を築き上げてきました。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その生活様式や文化を維持・伝承することが困難になりました。

国は、平成 9（1997）年に策定した「アイヌ文化振興法」のほか、平成 19（2007）年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成 20（2008）年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、アイヌ語・文化の振興、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業など、様々な施策を推進していますが、今日でも、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言いがたい状況にあります。また、アイヌの人々に対する誤った認識等から、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。東京にもアイヌの人々が暮らししており、これらは北海道だけの問題ではありません。

### 施策の方向性

私たち一人一人が、アイヌの歴史や伝統、文化等について正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指して、アイヌの歴史や文化の啓発に努め、相談等も行っていきます。また、学校教育においても、アイヌの人々の歴史や文化について理解を深める教育を推進していきます。

## 7 外国人

### 現状

東京には、これまでも在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が暮らし続けています。また、近年では様々な国から来日する外国人が増え、現在、中国人をはじめ約 42 万人（平成 27 年 1 月 1 日現在）の外国人が暮らししており、都民のおよそ 30 人に 1 人が外国人です。観光や仕事で訪れる人を含め、多くの外国人が東京には集まっていますが、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見が見られます。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店への入店を断る等の事例や、就労に関し不合理な扱いをするという事例が見られます。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、平成 26（2014）年



12月には、ヘイトスピーチとされる行為が「人種差別撤廃条約」上の人種差別に該当するとして最高裁判決も出ています。

さらに、言葉や文化、生活習慣等の違いから、外国人が日常生活に支障を来したり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題もあります。

我が国は、「人種差別撤廃条約」を締結しています。人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別をなくすための取組が必要です。

### 施策の方向性

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人一人が、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。そして、外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として一緒に生活できるための環境を整備していく必要があります。そのため、東京に暮らす外国人からの生活相談への対応や、様々な生活場面での多言語対応の充実を図るとともに、外国人に対し東京における社会生活のルールの啓発等を行っていきます。また、都民に対し、外国人への理解を深め、偏見や誤解をなくすよう啓発を進めていきます。学校においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていきます。

またヘイトスピーチは、一人一人の人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、国と連携した啓発を一層強化していくとともに、スポーツ団体等との連携により、多文化共生の重要性を訴えていきます。

## 8 HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV感染・エイズやハンセン病等をはじめとする感染症は、その病気に対する正しい知識や理解が十分でないために、患者や感染者、更に家族が差別されることがあります。これらの人権侵害をなくすためには、感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

### (1) HIV感染・エイズ

#### 現状

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が低下することによって発症する病気です。東京におけるエイズ患者・HIV感染者数は増加しています。まだ完治させる方法は開発されていませんが、感染を早く知り、適切な時期に治療を始めれば、エイズの発症を抑えるなどコントロールが可能であり、感染する前とほぼ同じように生活することができます。HIVに感染しても自覚症状はないため、感染しているかどうかは検査を受けなければ分かりません。そのため、HIV検査を受け感染を早期に知ることは、その後の生活の質を維持していく上で大変重要です。

HIVは、日常生活で感染することはほとんどありません。しかし、誤った知識や無理解から、就職をはじめ日常生活において、エイズ患者やHIV感染者への差別や偏見が見られます。このため、仕事を続けられなくなる事例や、子供を持つことへ周囲が反対する事例、医療施設や介護施設において診療、入所を拒否される等の事例が見られます。

#### 施策の方向性

区市町村や民間団体とも連携し、相談対応や無料でのHIV検査の実施など、支援体制の充実を図っていきます。また近年、HIV感染者は若年層に多い傾向にあることから、若年層に向けた啓発の充実とともに、職場や地域社会、医療現場、学校等において、正しい理解を深めて差別や偏見をなくすための啓発等を行っていきます。

### (2) ハンセン病

#### 現状

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考え

られ、特に昭和6（1931）年以降、患者は法律により療養所に強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさらされました。都内では、東村山市に国立療養所多磨全生園があります。その後、回復者からの訴訟が契機となり、平成20（2008）年には、「ハンセン病問題基本法」が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や、社会復帰の支援、名誉回復の措置等を義務づけるとともに、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、入所者の意見を尊重した上で、療養所の施設や土地を自治体や地域住民が利用できるようにしました。

現在、患者や回復者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われています。その一方、平成15（2003）年に起きたハンセン病療養所入所者に対するホテルの宿泊拒否事件のように、今なお、誤った認識や偏見が残っています。

#### 施策の方向性

患者・回復者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないように、ハンセン病に対する正しい知識を持ち理解することが必要です。ハンセン病に対する理解を深めて、差別や偏見をなくすための啓発等を行っていきます。

## 9 犯罪被害者やその家族

#### 現状

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われる等の身体的被害のみならず、生計者を失うことにより収入が途絶え経済的に困窮するといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心ないうわさや中傷・偏見により精神的苦痛を受けます。犯罪後に生じるこうした被害を二次的被害と言います。犯罪被害者やその家族は、長期にわたり二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

国は、平成16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、被害者の権利利益の保護や支援を進めています。被害に遭った方の中には従前の生活への復帰が困難であったり、周囲との接触をためらい社会から孤立してしまう事例も見受けられます。また、性犯罪・性暴力の被害に遭った方の中には、心身への大きなダメージや人に知られたくない等の被害の特性から、誰にも相談できない方が多くいるという調査結果もあります。

#### 施策の方向性

被害者等の多様なニーズに応えるため、平成20（2008）年に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を、平成23（2011）年には「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、公益社団法人被害者支援都民センターと協働で「東京都総合相談窓口」を運営するなど、様々な支援策を実施しています。また、警視庁では、被害者やその家族の経済的負担を軽減するための制度や、精神的負担を軽減するために面接、電話相談等を実施しています。

さらに、性犯罪・性暴力の被害に遭った方に対し、民間団体、警察、医療機関等の連携による支援の取組を推進していきます。

こうした取組や支援を実施していくとともに、被害者及びその家族の立場に立って考え、支援することの大切さについて啓発を行っていきます。

## 10 インターネットによる人権侵害

#### 現状

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や情報が瞬間かつ広範に伝わるといったメディアの特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、インターネット掲示板へ個人情報や無断で公開する、コンピューターウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出す、スマートフォン等を介して不正なアプリケーションをインストールさせ情報を流出させるといった悪質な事件が発生しています。

また、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公開サイトでの子供同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれるという事例も発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

人権を侵害するような書き込みに対しては、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を被害者が求めることができますが、最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。

### 施策の方向性

個人、行政、企業等を問わず、インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけではなく、他者の人権への配慮に心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。学校教育においては、インターネットの適切な利用や、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて理解させるとともに、有害情報から子供を守るため学校非公式サイト等の監視等を行い、啓発・指導の充実を図ります。

また、青少年のインターネットや携帯電話のトラブルに対応するために、青少年向けの相談窓口の設置やインターネットの利用に関する啓発を実施しています。こうした取組を引き続き実施していくとともに、インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、法務省の人権擁護機関や警察と連携した対応を行っていきます。

## 11 北朝鮮による拉致問題

### 現状

北朝鮮当局により、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が拉致されました。このことは、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

平成14(2002)年9月、初の日朝首脳会談において、北朝鮮は長年否定していた日本人拉致を初めて認めて謝罪し、再発防止を約束しました。現在、政府は17名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち5名は、平成14(2002)年10月に帰国が実現しましたが、他の被害者は現在も拉致されたままです。その他にも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。この中には、都内に住んでいた人や都内で失踪した人が約50名含まれています。我が国は、平成21(2009)年に、「強制失踪条約」を締結しています。

平成26(2014)年5月、日朝政府間合意において、北朝鮮側が拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的全面的調査実施を約束しましたが、平成27(2015)年7月末現在、報告は行われていません。

国は、平成18(2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

### 施策の方向性

都民一人一人が拉致問題を自分自身の問題として考え、行動することが、政府を後押しし、それが問題解決に向けた大きな力になることから、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、都民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進していきます。また、学校教育においては、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進していきます。

さらに、東京都は、関係団体等と連携し、拉致被害者奪還に向けた国民運動の一翼を担いつつ、早期解決に向けた国の動きを後押ししていきます。

## 12 災害に伴う人権問題

### 現状

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等も発生しました。

災害時に、被災者の人権をいかに確保していくかが今後課題となります。

### 施策の方向性

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪います。被災者は大きな被害を受けており、こうした災害に伴って生じる様々な人権課題に対処することが求められます。

東京都は、福島第一原子力発電所事故に伴う人権侵害について人権メッセージを発災後まもなく公表しました。今後も被災地のニーズを踏まえ、様々な支援を行っていきます。

また、「東京都地域防災計画」において、防災対策の検討過程等における女性の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点を踏まえた対応等を位置付けています。これに基づき、災害時における人権確保の取組を進めていきます。

## 13 ハラスメント

### 現状

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント<sup>1</sup>」などハラスメントの種類は多様にあります。

「セクシュアル・ハラスメント」は、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。「男女雇用機会均等法」は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けています。東京都では、平成12(2000)年にセクシュアル・ハラスメントを定義し、その禁止を盛り込んだ「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、啓発等の施策を展開しています。

「パワー・ハラスメント」という言葉は、法律又は判例上で明確に定義されているものではありませんが、厚生労働省が設置した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義することが提案されました。厚生労働省では、この円卓会議の提言に基づき、啓発活動を実施しています。

### 施策の方向性

ハラスメントの形態は多岐に及んでおり、対応する相談機関も異なっています。そのため、様々な機関が設置している相談窓口の周知を図ります。

こうしたハラスメントに対しては組織で取り組むことが大切であり、企業等に対し、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、職場での取組を促していきます。

<sup>1</sup> マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うことをいいます。

## 14 性同一性障害者

### 現状

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。

性同一性障害の人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

性同一性障害であるために、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、性同一性障害であることを家族や友人に言えずに悩み、自殺まで考える人がいるという調査結果もあります。

平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成 20（2008）年に改正法によって条件を緩和）。

### 施策の方向性

近年では、偏見や嫌がらせ、雇用における制限や差別等の社会生活上の制約を解消していくという観点からの問題提起や制度の整備が行われてきました。

正しい知識の普及や、偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に応じていきます。

## 15 性的指向

### 現状

異性愛者以外の性的指向を持つ人々は、少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られるなど、偏見や差別を形作る原因になっています。日常生活にある、こうした偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。

なお、我が国では憲法で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定しています。

### 施策の方向性

性についての多様性があることへの理解を深め、性的指向の異なる人たちへの差別と偏見をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会であることが必要です。

偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に応じていきます。

## 16 路上生活者

### 現状

路上生活者（ホームレス）は、健康で文化的な生活を送ることができていません。

国は、平成 14（2002）年に「ホームレス自立支援法」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

しかし、路上生活者は高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。一方、道路や公園等の公共空間で生活することによって、都民の自由な通行や利用の妨げとなるなど、地域住民とのあつれきも生じています。また、偏見や差別意識等からホームレスが襲われる事件や嫌がらせ等も発生しています。

### 施策の方向性

東京都と特別区は共同して、ホームレスの自立を支援するため、平成 13（2001）年、全国に先駆けて、ホームレスの心身の回復を図る緊急一時保護事業や、就労及び地域生活への移行等を支援する自立支援事業によるシステムを構築しました。この結果、東京 23 区内の路上生活者数は、平成 27（2015）年 1 月時点で、調査を開始した平成 6（1994）年度以降、最も少なくなっています。平成 26（2014）年に改定した「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 3 次）」では、ホームレスの一日も早い自立を目指すことを基本目標として

おり、今後も、生活の安定に向けた総合的な対策の推進に取り組んでいきます。

また、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について都民の理解を促進するため、啓発等を行っていきます。

## 17 様々な人権課題（刑を終えて出所した人、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身取引等）

これまで取り上げた 16 の人権課題のみならず、私たちの周りには様々な人権課題が存在しています。東京都は、以下にあげる人権課題についても、都民が正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

### 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、「怖い」「信頼できない」といった偏見が根強く、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流布される等の問題が起きており、社会復帰の際の障害となっています。また、家族に対する偏見や差別もあります。

刑を終えて出所した人が社会復帰し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生欲だけではなく、偏見や差別意識をなくし、家族や職場、地域社会等が協力していくことが必要です。

刑を終えて出所する予定の人の中には、障害や高齢のため福祉的な支援を必要とする人もいます。東京都では、平成 23（2011）年度から東京都地域生活定着支援センターを運営し、退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備として、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行い、地域への定着を図っています。

### 個人情報の流出やプライバシー侵害

行政情報、商品やサービスの顧客データ、医療カルテ等の個人情報の流出や漏えいは、個人のプライバシーを侵害するものであり、人が安心して社会生活を営む上での大きな障害となります。平成 17（2005）年には、国や地方公共団体の責務、個人情報取扱事業者が個人情報を取得したり利用したりするに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適切な取扱いを行った場合の罰則等を定めた「個人情報保護法」が全面施行され、我が国でも情報管理体制が強化されてきましたが、いまだに個人情報の流出やプライバシー侵害が起きています。

### 親子関係・国籍

親子関係に関わる様々な問題が提起されています。

国際化の進展に伴い国際結婚が増加しましたが、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題視されるようになりました。この問題を解決するため、原則として子供を元の居住国へ返還することや、親子の面会交流の機会を確保することを定めた「ハーグ条約」が昭和 55（1980）年に採択され、我が国においても平成 26（2014）年 4 月に発効されました。

また、日本人と外国人との間に生まれた子が、親から認知されない等のため無国籍となっている問題等も起こっています。

### 人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は重大な犯罪であり、基本的な人権を侵害する深刻な問題です。

我が国では、平成 16（2004）年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同会議において、人身取引の撲滅・防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、平成 17（2005）年に刑法等の一部が改正され、平成 26（2014）年 12 月には「人身取引対策行動計画 2014」が策定され、この問題に関係省庁が協力して取り組んでいます。

ここで取り上げた人権課題のほかにも、今後、社会状況の変化に伴い様々な人権課題が顕在化することも予想されます。そうした課題にも適切に対処していくために、議論を深める必要があります。



## IV 施策の進め方

### 1 総合的な人権施策の展開

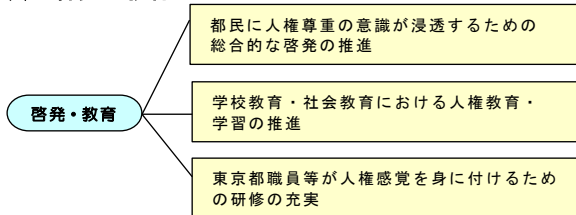
東京都では、これまで女性や子供、高齢者、障害者、同和問題等の人権課題を解決するために、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえて施策を講じてきました。引き続き、それぞれの施策体系の下で、必要な施策を実施していきます。

一方、人権課題は複雑化・多様化しており、また、新しい人権課題も生じていることから、従来の施策体系では対応が困難となる事例が発生しています。そうした課題の解決に向けては、以下の三つの観点により総合的な取組を展開していきます。

同時に、それぞれの施策体系の下で実施している事業についても、総合的に推進していくために以下の三つの観点を踏まえ、事業相互の関係性やその事業の必要性、効率性等も考慮し、不断の見直しを行っていくことが必要です。

東京都の人権施策は、中立・公正な立場から、総合的かつ効果的、効率的に実施していきます。

#### (1) 啓発・教育



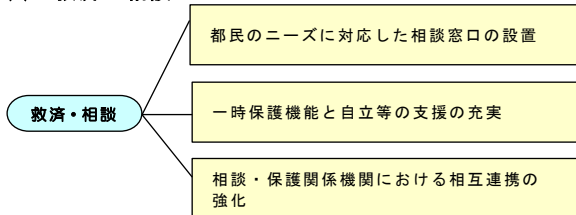
人権尊重の意識が社会全体に広く浸透するためには、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別な視点からアプローチする方法を組み合わせ、人権の意義と価値、人権に配慮した態度や行動の大切さを社会の共通認識として醸成し、育むことが重要です。

そのために、あらゆる機会を捉え、都民一人一人が様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が日常的な行動や態度に現われるように総合的な人権啓発を推進していきます。啓発活動の実施に当たっては、インターネットやマス・メディアの活用など多様な手法を取り入れ、創意工夫を凝らすとともに、対象となる人々の感性に訴え、自然と受け入れられるよう留意する必要があります。

多様な人々が共に暮らす東京にあって、全ての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められています。国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、様々な人権課題に関わる差別や偏見をなくすため、学校教育及び社会教育を通じて、人権教育を推進していきます。

また、行政の仕事は全て人権に深い関わりを持つことから、東京都職員等は、日頃から都民一人一人の人権に配慮した行動・言動を身に付ける必要があり、人権感覚を身に付けるための研修の充実が求められています。

#### (2) 救済・相談



現実には都民の人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある場合、適切に救済され、相談できる仕組みを作る必要があります。

まずは、都民のニーズに対応できる総合的な人権相談や専門相談等の窓口を整備する必要があります。

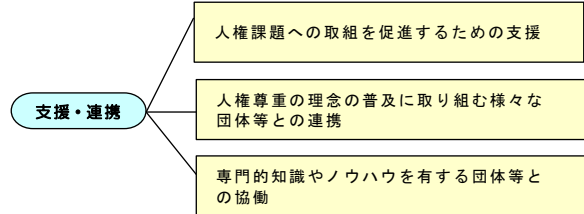
また、人権が侵害された人や侵害をされるおそれがある人を一時的に保護することのできる機能やそれらの人の自立を

支援するための機能を充実させ、早期解決と人権の回復を図ります。

さらに、相談機関や保護関係機関における相互連携を強化し、情報を共有することにより、迅速かつ適切な救済を図ります。

救済・相談は、国・区市町村との適切な役割分担の下で取り組む必要があります。

#### (3) 支援・連携



人権が尊重される社会を作るためには、都民やNPO、企業、大学など多様な主体の参画による社会の連帯の力が重要です。そのためには、それぞれの主体性や自主性を尊重しながら、中立・公正の立場から連携していくことが必要です。

全ての人々が暮らしやすい社会を作るためには、幅広い主体の取組を促進する必要があります。こうした取組に対しては、技術的な助言など必要に応じた支援を行っていく必要があります。

また、企業やスポーツ・文化団体、研究・教育機関には、自主的に人権尊重の理念の普及に取り組んでいる団体があります。こうした民間団体等と連携し、パートナーとして共に事業に取り組み、人権課題の解決に努めていきます。

さらに、NPO等の民間団体には、専門的な知識やノウハウを有する団体が存在します。人権課題によっては、必要に応じて、こうした団体等と協働しながら取組を進めていくことも大切です。

## 2 民間団体、国、他自治体等との連携

人権尊重の理念が広く浸透した都市を実現するためには、とりわけ様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。都民、企業、民間団体、国、他自治体等、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、多角的に東京都の施策に関わっていくことにより実効性のある人権施策を展開していくことが可能となります。人権課題が複雑化・多様化している今、東京都は、特に以下の取組、連携を強化していきます。

#### (1) 企業の自主的な取組との連携

企業の社会的責任（CSR）への関心が高まる中、平成22（2010）年、国際標準化機構が発行したガイダンス規格（ISO26000）の中で、組織の社会的責任の中核課題の一つとして人権が明記され、企業はより一層人権に配慮した活動を行うことが求められています。

人権に関わる取組は、行政が全てを担うものではなく、広く社会を支え活動する企業等が主体的に取り組むことが期待されています。

東京都は、企業が行う人権に関わる自主的な取組を促すとともに、先駆性、機動性、柔軟性等において優れた企業の取組と連携した施策を推進していきます。

#### (2) スポーツ・文化団体等と連携した啓発の推進

東京都はこれまでスポーツ・文化団体等と連携した啓発を推進してきました。例えば、プロスポーツの試合会場では、選手が出演する人権啓発映像を上映したり、人権啓発冊子や物品を配布しています。

このような取組は、子供、若者層を含めた幅広い世代に向けて、多様な手法によって人権問題の正しい理解と認識を広く深める契機とすることができるもので、今後も一層推進していきます。

#### (3) 様々な主体との連携

企業だけでなく、NPOや教育・研究機関等の多様な民間団体、人権侵害を受けた人々等が、人権問題に対処するため様々な活動を行っており、人権が尊重された地域社会の実現に大きく寄与しています。

人権問題が複雑化・多様化する中、人権尊重の理念の普

及や人権問題の解決には、様々な主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められています。

東京都は、関係者のニーズを把握し、今後も、様々な主体等との連携を進めていきます。

また、東京都の監理団体である公益財団法人東京都人権啓発センターは、民間団体の持つ機動性や効率性、柔軟性等を発揮することにより東京都の人権施策を補完・代行する役割を果たしてきました。東京都人権啓発センターは、今後、東京都、区市町村、民間団体との連携を一層強化し、様々な主体の取組を側面から支援するとともに、積極的かつ効果的な人権啓発の取組を展開することが求められます。

#### (4) 国、他自治体との連携

近年のインターネットによる人権侵害に代表されるように、人権問題は一自治体のみでは解決が困難なものが多数発生していることから、その解決のために、東京都は、国及び他の道府県等との一層の連携強化に努めていきます。

また、住民に最も身近な行政機関である区市町村は、地域や住民の実情を踏まえ、きめ細かな取組が期待されており、東京都は区市町村との適切な役割分担の下、更に連携を図っていきます。

### V 重点プロジェクト

東京都は、この指針が示す人権施策の基本理念や考え方を踏まえ、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んでいきます。

各局は、相互に連携を図りながら、各人権課題についてそれぞれの施策体系の下で必要な取組を着実に実施していきます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための起爆剤としての取組を計画的に推進していきます。

#### 1 オリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を史上最高の大会にするため、東京都は、過去のオリンピック・パラリンピック開催都市で実現・継承された人権についての取組を調査し、大会の成功に向けた人権施策に生かしていきます。あわせて、効果的なアピール手法を研究し、東京は人権が尊重された都市であることを国内外に向けて発信していきます。

#### 2 幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成

東京都は、これまで人権週間を中心とした様々な都民への啓発に取り組んできました。

今後は、多文化共生社会の実現など機を捉えたテーマを取り上げ、若い世代から高齢者まで幅広い層の都民が人権の大切さについて考え、理解するための場を提供するために、分かりやすく親しみやすい手法を取り入れ、大規模で効果的な啓発キャンペーンを展開していきます。

キャンペーンの展開に当たっては、国や区市町村、企業等、多様な主体と連携していくとともに、インターネットをはじめとした様々なメディアを活用していきます。

#### 3 人権施策を推進するための第三者機関の設置

東京都は、有識者から構成される常設の第三者機関「人権施策推進会議（仮称）」を設置し、本指針の基本理念の実現に向けた取組や新しい人権課題等への対応に関する助言を受けます。

専門的見地からの助言を踏まえ、本指針の基本理念の実現に迅速・的確に対応した人権施策を中立・公正の立場から推進していきます。

#### 4 人権啓発拠点の機能強化

東京都は、人権や人権問題に関する啓発及び情報を収集・提供するとともに、人権問題に関する相談を受ける機能を備えた施設として、「東京都人権プラザ」を設置しています。今後は、人権啓発の拠点である「東京都人権プラザ」が、これまで以上に多くの人に利用されるよう、更なる機能強化に向け、人権に関する展示事業や情報提供事業等を充実させていきます。

東京都は、積極的にこうした取組を実施していくことにより、人権尊重の理念を広く社会に発信し、浸透を図っていきます。

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/sesaku01.html>

## 相談窓口電話番号一覧

### （専門相談窓口）

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 （総務局）	03-3812-3727	火・金 18:00～22:00 （祝日・年末年始を除く）



### （人権に関する相談窓口）

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都人権プラザ （総務局）	港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階  ●一般相談 03-6722-0124 03-6722-0125 Eメール ippan_sodan『アットマーク』 tokyo-jinken.or.jp ※Eメールを送信する場合は、 『アットマーク』の部分を半角英 数字の@に変更してください。  ●法律相談 03-6722-0124（面接予約） 03-6722-0126（電話相談）	●一般相談（無料） 相談内容や状況に応じて助言を行い、相談者の自主的な解決を支援するほか、専門性の高い事案等は、必要に応じて適切な公的相談機関等を紹介するなどしています。相談は、「電話」「面接」「Eメール」「手紙」いずれでもお受けします。 月～金（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30  ●法律相談（無料） 相談者の申し出により、問題解決に向けての「法律的な助言」を行うことを目的とし、弁護士が「面接」又は「電話」で相談をお受けします（相手方との交渉、仲介及び弁護士の紹介は行いません。）。 ・面接相談（要予約） 毎月第4火曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00（40分以内） ・電話相談（予約不要） 毎月第4火曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00（15分以内）

### （様々な相談窓口）

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都若者総合相談センター「若ナビα」 （都民安全推進本部）	【電話相談】 03-3267-0808 【メール相談】 ○PC・スマートフォン www.wakanavi-tokyo.net/ ○携帯電話 www.wakanavi-tokyo.net/m/ 【来所相談】 まずは、電話、メールにてご相談ください。その後、ご本人やご家族からの申し出や相談員の判断により、来所相談の予約をいたします。	【電話相談】 月～土 11:00～20:00 （年末年始を除く） 【メール相談】 24時間（365日）受付 ※相談への返信には、10日程度かかる場合があります。

名称	所在地・電話番号	受付時間等
個人情報保護制度に関する相談 (生活文化局)	新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎18階南側 03-5388-3160	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
都民の声 (生活文化局)	●都政一般相談 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎3階南側(※) 03-5320-7725 ●外国人相談 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎3階南側(※) 英語 03-5320-7744 中国語 03-5320-7766 韓国語 03-5320-7700 ※令和元(2019)年10月28日より 第一本庁舎35階北側、令和2 (2020)年中に第一本庁舎3階 北側へ移転予定	●都政一般相談 月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) ●外国人相談 英語:月～金 中国語:火・金 韓国語:水 9:30～12:00、13:00～17:00 各言語とも、祝日・年末年始を除く
東京ウィメンズプラザ 相談室 (生活文化局)	03-5467-2455	●一般相談 9:00～21:00 (年末年始を除く毎日) ●法律相談(予約制) ●精神科医師の面接相談(予約制)
東京都ひきこもり サポートネット (福祉保健局)	【電話相談】 03-6806-2440 【メール相談】 ○PC・スマートフォン www.hikikomori-tokyo.jp/ ○携帯電話 www.hikikomori-tokyo.jp/m/ 【訪問相談】 詳しくはホームページをご覧ください。 www.hikikomori-tokyo.jp/sou dan/houmon.php	【電話相談】 月～金 10:00～17:00 (年末年始・祝日を除く) 【メール相談】 24時間(365日)受付 ※相談への返信には、10日程度かかる 場合があります。
東京都自殺相談ダイ ヤル～こころといの ちのほっとナビ～ (福祉保健局)	0570-087478	年中無休 14:00～翌朝5:30
東京都児童相談セン ター (福祉保健局)	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター内 ・練馬区、小笠原支庁 03-5937-2311 ・渋谷区、文京区、台東区、 豊島区、大島支庁 03-5937-2314	月～金 9:00～17:00 虐待等、緊急性のある相談は土・日・祝日 (年末年始を含む)も対応 9:00～17:00
東京都立中部総合精 神保健福祉センター (福祉保健局)	世田谷区上北沢2-1-7 03-3302-7711	月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を 除く) (港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、 世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬 区)

名称	所在地・電話番号	受付時間等
東京都立多摩総合精神保健福祉センター (福祉保健局)	多摩市中沢2-1-3 042-371-5560	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) (多摩地区)
東京都立精神保健福祉センター (福祉保健局)	台東区下谷1-1-3 03-3844-2212	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) (千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、島しょ)
東京都労働相談情報センター (産業労働局)	東京都ろうどう110番 0570-00-6110	月～金 9:00～20:00 土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
東京都教育相談センター (教育庁)	新宿区北新宿4-6-1 (東京都子供家庭総合センター4階) ※立川出張相談室 立川市錦町4-6-3 (東京都立川合同庁舎4階)  【電話相談】 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 0120-53-8288 【来所相談】 あらかじめ電話でご相談の上、お申込みください。 【メール相談】 <a href="https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp">https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp</a> 詳しくはホームページをご覧ください。	【電話相談】 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン (24時間受付：無料)  【来所相談】 予約制 平日 9:00～18:00 毎月第3土曜日 9:00～17:00 (閉庁日、年末年始を除く) ※来所相談は、教育相談センター(北新宿) 又は立川出張相談室のどちらかの施設を利用できます。
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 (福祉保健局)		毎日 9:00～21:00 ※土・日・祝日は17:00まで
相談ほっとLINE@東京 (都民安全推進本部福祉保健局、教育庁)		【ネット・スマホで困ったら…】 毎日 15:00～21:00(受付は20:30まで) (日・祝日を除く) 【生きるのがつらいと感じたら…】 毎日 17:00～22:00(受付は21:30まで) ※9月と3月は15:00から 【中高生限定 教育相談】 毎日 17:00～22:00(受付は21:30まで)